令和４年　多賀町議会３月第１回定例会再開会議録

令和４年３月８日（火）　午前９時２６分開会

◎出席議員（１２名）

１番	神細工　宗　宏　君	７番	富　永　　勉　君
２番	清　水　登久子　君	８番	大　橋　富　造　君
３番	近　藤　　勇　君	９番	川　添　武　史　君
４番	木　下　茂　樹　君	１０番	山　口　久　男　君
５番	松　居　　亘　君	１１番	川　岸　真　喜　君
６番	菅　森　照　雄　君	１２番	竹　内　　薫　君

◎欠席議員（０名）

なし

◎説明のために出席した者の職氏名

町長	久　保　久　良　君	福祉保健課長	林　　優　子　君
副町長	小　菅　俊　二　君	産業環境課長	飯　尾　俊　一　君
教育長	山　中　健　一　君	地域整備課長	藤　本　一　之　君
会計管理者	奥　川　明　子　君	学校教育課長	吉　田　　克　君
企画課長	野　村　　博　君	教育総務課長	本　多　正　浩　君
総務課長	石　田　年　幸　君	生涯学習課長	大　岡　まゆみ　君
税務住民課長	岡　田　伊久人　君		

◎議会事務局

事務局長	夏　原　伸　幸	書記	村　田　朋　子

◎議事日程

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　一般質問

（開会　午前　９時２６分）

○議長（竹内薫君）　ただ今から、令和４年３月第１回多賀町議会定例会を再開いたします。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、よろしくお願いいたします。

（開議　午前　９時２６分）

○議長（竹内薫君）　ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（竹内薫君）　日程第１　「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名はせず、開会時の指名議員とします。

○議長（竹内薫君）　日程第２、これより「一般質問」を行います。

本定例会の一般質問は一問一答方式で行い、各議員の発言時間は、会議規則第５６条第１項の規定により、それぞれ３０分以内とします。

一般質問に際しましては、質問者、答弁者ともに簡潔明瞭な発言をお願いいたします。

それでは、昨日に引き続き、通告書の順番に発言を許します。

最初に、５番、松居亘議員の質問を許します。

５番、松居亘議員。

〔５番議員　松居亘君　登壇〕

○５番（松居亘君）　議長のお許しを頂きましたので、私はこの３月定例議会に当たり、通告書に従い、３点について一般質問いたします。

最初に、選挙公約について町長に伺います。

町長は４期目初頭の挨拶の中で、「多くの町民の皆さんのご信任を得、引き続き町政を担わせていだくことになりました。改めてその責任の重さを痛感しています。初心忘れることなく地道に着実に職務を全うしなければならないと、その思いを強くしているところです」と述べておられました。４期目の久保町政が間もなく中間点に差しかかります。私は、令和２年６月の定例議会におきましても、選挙公約について質問させていただきました。その中で課題的に残っておりました中から質問させていただくわけでございます。さきの選挙では、３２項目にわたりましてたくさんの公約をされております。その中から、次の４点について伺います。

１つ目が、産業基盤のブランディングとプロモーションに当たり、林業や農業、商業との連携による体験型観光プログラムの開発はどのように取り組まれましたか。また、農・林・商・工・観光の連携による元気な地場産業づくりはどのように取り組まれますか。

２つ目、町内の農作物を販売する直売所の設置について、どのように考えておられますか。

３つ目、買物環境の改善のために、スーパーの誘致や中山間地域での対応についてどのように考えておられますか。

４つ目、大型遊具のある公園の取組状況、結の森公園でございますが、その取組状況と開園時期についてどのようになっていますか。

以上でございます。

○議長（竹内薫君）　久保町長。

〔町長　久保久良君　登壇〕

○町長（久保久良君）　松居議員のご質問にお答えします。

この３月、４期目の中間点を迎えるに当たり、改めて自らを振り返る良い機会を与えていただいたものと思っております。振り返りますと、４期目のスタートはまさにコロナウイルスが蔓延する直前に当たり、中間点までのこの間は当初予想していた世の中とは大きく様変わりした２年間であったと思います。そのような２年間ではありましたが、まちづくりに停滞は許されません。コロナとうまく付き合いながら元気な多賀のまちづくりに向けて、今できること、今やらなければならないこと、そして未来を見据えて今考えておかなければならないことに力を注いでまいりました。

そのような中、体験型観光プログラムについてであります。私は、これからの観光は地域の人と来訪者が交流し、その土地の生活や文化、歴史など地域の風土を感じることができる、そんな人の心に訴えかけるような観光が求められる時代に来ているのではないかと考えております。地域の方々が自分の住むまちに誇りを持ち、来訪者を案内し、地域の食材等でもてなすことで地域の資源や文化が脚光を浴びていく、そしてそこに新たな活力が生まれていくものと思います。そのような取組を目指して、五個荘の金堂地域、能登川の伊庭、高島の針江、若狭の熊川宿の各集落を視察させていただきました。コロナ禍により受入先への配慮が必要な時期ではありましたが、訪問させていただいた地域では地域の方々に温かくお向かえを頂き、集落を案内していただき、おもてなしをしていただきました。案内してくださった皆さんの生き生きとした姿、表情が非常に印象に残っています。どの地域におきましても、いわゆる有名な観光地ではございません。水路や道路、水、家屋など、その土地土地に古くからある有形無形の生活に根付いた歴史や文化、史跡をご紹介いただくことにより、地域の生活、暮らしがより身近に感じられ、その地域が理解でき感銘を受けることとなります。私は、今回訪問した地域が決して特別な地域であるとは思っておりません。多賀町の各集落におきましても負けず劣らず十分な見どころがあると考えております。そのような点と点を結びながら、地域を理解してもらい、地場の産業を紹介し体験をしてもらうことによりお金も落としてもらう、そのような体験型の観光プログラムをぜひとも当初からスタートさせたいと考えておりましたが、この２年間はコロナ感染拡大により計画どおりに今のところ進められていな

いような状況であります。今後、感染の収束を見ながら、ぜひとも取り組んでまいりたい。企画課、産業環境課、そして教育委員会の文化財の担当所管等の連携、協力を図りながら、ぜひとも進めてまいりたいと思っております。そしてまた、観光と連携した地場産業づくりも同様に取り組んでまいります。

次の直売所の設置であります。

農業活性化に向けた施策としては、省力化や後継者対策などの基本的な施策に加えて、いわゆる特産物と呼ばれる商品開発や販路の拡大は重要なことであります。どのような産業も同じでありますが、売れないことにはその産業は活性化しないと思います。その意味からも自らが販売する場所を開設することも農業の活性化に向けた１つの施策だと考えております。ただ、直売所という販売場所を造ることが目的ではありません。その場所で物が売れることが目的となります。安定的に商品がそろえられ、そしてそこで利益を生み出せる体制や環境が整うこと、それが最も重要だと考えております。しかしながら、現状はと言いますと、この２年間、また同じこと言いますが、コロナ禍ということもあると思います。このような環境、体制が整っていないような状況であると思っておりますが、これから農業を核として整備に向けての可能性についての検討も行っていかなければならないと思っております。

３つ目の買物環境についてであります。

昨日の近藤議員のご質問にありましたように、町内での買物手段についてのご要望を町民の皆様より多数頂いているところであります。私も、スーパーの誘致についていろいろとお声かけをさせていただいているところでもあります。しかし、営利を追求する商業施設の誘致は容易ではないというのが現状であります。また、多賀町内の買物環境を考えてみますと、いわゆる多賀地区の平坦地域にお住まいの若い世代にとって、車で１０分も走ればいろんな商業施設を選べる環境にもあり、多賀だから買物が不便という環境にはないように思われます。私が現在、最も危惧しているところは、高齢者世帯の買物手段についてであります。車の免許を返納しても、子どもや孫に週末、買物に連れて行ってもらえる方々はまだまだ安心ではありますが、今後そういう状況も変化し、さらに悪化していく可能性もあります。そのためにも、買物のための移動手段、あるいは移動販売などによる買物手段の提供、生協の活用、地域における販売所の運営など、単に買物といってもいろんな方法があると考えておりますので、それらを複合的、重層的に整えることにより選択できることもまた重要であると考えております。まさに多賀町里づくり魅力化プロジェクトの中でも、地域の皆様とともによりよい方向を見定めていきたいと考えております。

最後に、大型遊具のある公園の取組状況とその開園時期であります。

現在、公園整備の設計作業を進めており、多くの方から聞き取りを行った公園への熱い思いを具体化するべく作業を進めております。今後のスケジュールは、令和４年度に公園用地の購入をさせていただき、４年度末から５年度にかけて工事に着手、令和５年

度秋頃には開園したいと考えております。

以上、私の見解を述べさせていただきました。

○議長（竹内薫君）　松居議員。

○５番（松居亘君）　町長、ありがとうございます。それでは再質問させていただきます。

まず１番目のブランディングとプロモーションの中でですが、町長、先ほど答弁の中で、地域の風土を生かしていきたいと、これが核になるんじゃないかというお話をされました。多賀町の風土的なもの、特徴的なもの、これはどこら辺に主眼を置くべきと考えておられますか。

○議長（竹内薫君）　久保町長。

○町長（久保久良君）　お答えします。まず多賀町で特徴的なものといいますと、多賀大社をはじめとして、歴史、文化を中心とした多賀大社、胡宮神社、大滝神社、三社参りというような取組もありますので、神社を中心地としたまちづくりが一番メインではないかと思っております。そのほかでも、芹川地域に行きますと河内の風穴、そして芹川を流れる水の歴史、文化ということもあります。先日も、この芹川から水を利用しておられる暮らしの様子を見てきました。そこにもいろいろとよその方から見たら魅力ある観光の取組もあるんかなという思いもしております。また、大滝地域、犬上流域におきましても、大滝神社から高取ふれあい公園、そして犬上ダム、今年はかなりのオシドリも飛来してるということも聞いておりますので、こういうようなダムを生かした取組も、そこにおられる開発地域の方もいろいろと環境整備に頑張っていただいておりますので、そのような自然を生かした観光体験学習、体験観光の取組もできるのではないかと思っておりますし、佐目地域におきましても、佐目大佐谷地域におきましても、明智光秀の取組も進めていただいてますし、やはり向こうの地域のこのような歴史、文化、そういう自然も生かした取組、そのようなあまり知られてない場所、自然、歴史、文化の場所を私たちが掘り起こして皆さんに知ってもらう、そして私たちの地域の人に案内してもらう、そのような取組を２年前もしてきたわけでありますが、やはりこの２年間はなかなか皆さんに呼びかけて、そして来ていただいて、そして多賀町内の農作物を生かした昼の食事なども提供できる予定であったと思うんですけど、そのような取組を進めていける予定であったんですけど、なかなかそういうことができなかった。やはり今後、それをしっかりと進めていかなくてはならないと思っております。

○議長（竹内薫君）　松居議員。

○５番（松居亘君）　ありがとうございます。それでもう少しなんですが、令和２年６月のときに質問させていただいたときに、「町内には全国規模の事業をはじめ、本町に根差した多くの優良企業に立地を頂いております。これらの企業との連携、協力を図り、多賀の認知度をより高めていけるように努め、農・林・商工、観光の連携した取組の地場産業づくりをしていかなければならない」とおっしゃっておりました。それで、現在の企業との連携、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（竹内薫君）　久保町長。

○町長（久保久良君）　松居議員の質問にお答えします。

企業の連携におきましても令和２年６月に松居議員から質問していただいた、もう私もあまり頭に記憶がないんですけど、令和２年、それからコロナ禍、企業もやはりコミュニケーションを図ることはこの２年間かなり神経質になっておられますので、この間、なかなか企業との連携を取ることは今は難しい状況になっております。まだいまだに企業も町の方に訪問されること、私たちがまた会社の方に訪問させていただくこと、そのようなことがなかなか今できない状況でありますので、これから今、松居議員が言われたようなことも企業とも連携しながらの取組を、これからしっかりと進めていきたいと思ってます。

○議長（竹内薫君）　松居議員。

○５番（松居亘君）　それでブランディングなんですけど、現在、多賀町では多賀そば、多賀にんじん、これ相当ブランド化できてると思うんですが、このほかの項目で何かこういったものはブランド化できるんじゃないかというようなものがございましたら、教えていただけませんでしょうか。

○議長（竹内薫君）　飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君）　質問にお答えさせていただきます。

今、多賀そば、多賀にんじんと言われました。それ以外にも多賀のお米についてですけども、この３月の広報にも載っておりますけども、やはり多賀のお米はおいしいといったＰＲを地元の小学校からまた発信していっておりますし、全国的に見ましても、ここ２年前、東京での出店といったような意味合いから、滋賀の多賀でなく全国の多賀に広めていくというような意気込みで、おいしいお米づくりに取り組んでいただいておるというような状況でございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（竹内薫君）　松居議員。

○５番（松居亘君）　それで、２番目の直売所に関係いたしまして再質問でございますが、議会では２月９日にもんぜん市運営協議会と一緒に意見交換会を持たせていただきました。もんぜん市運営協議会は平成２２年７月よりなされておりまして、現在１１年が経ったと。その中で、加入者も３７人あって、毎週、月、水、土の９時から１１時半まで多賀大社前駅で営業されておられます。最近、高齢化が進みまして、なかなか思うようにいかないと。当初、町の方の指導で、２年から３年間指導されたと思うんですが、その後は町の方は手を引かれて、その協議会独自の運営になっていたそうでございますが、高齢化に伴いましていろいろと問題が生じてきております。この前の意見交換会におきましても、販売ソフトの補助とか、売り子の採用に対しての補助とか、ＰＲに対する町の助成金、そういうのもお願いするように言ってほしいと言っておられました。その中で、特に直売所の存在と相反するのですが、もんぜん市の方がおっしゃってるのは、町

長は公約に直売所を造るようなことをおっしゃってると。だけど現在、もんぜん市そのものもあると。もんぜん市の存在をどのようにしてくれるんだと、町はどのように思っているんだということを大変懸念されてるんですが、もんぜん市の存在について町長の認識がございましたら、教えていただけますか。

○議長（竹内薫君）　久保町長。

○町長（久保久良君）　それではお答えします。

もんぜん市、１１年間本当に長く続けていただいていると思っております。そして、やはりこのように続けていただいているおかげで、だんだんと固定客が、なじみのお客さんが買物に来ておられるということも、私も行かせてもらう方ですので、やっぱりそういうことを感じておりますし、本当にもんぜん市が多賀大社前駅で直売所をやっておられるということが、ある程度町民の皆さんには定着してきたと思っております。

今後、今も議員おっしゃいましたように高齢化、この後に継承、承継していただく世代になかなかつながっていないのが現状であると思っております。このもんぜん市が、やはりもんぜん市の皆さんがこれからもう少しスケールアップして、もう少し大きな面積で直売所の開設していただけると、やはり私たちが直売所の建物を建てて、そして皆さんどうぞというより、皆さんが計画をして私たちに、これだったらやれると、年間商品もそろえられるというようなことを、皆さんとともに行政もちゃんとサポートして取り組んでいかないと、なかなか今の状況では直売所を造っても、なかなか効率的・効果的な運営ができないかなと今のところは思っておりますので、今後、直売、もんぜん市だけでなく、多賀の女性農業者の会というのもありますし、加工品でも各種、藤瀬のレディースファーレ高取やらきのこの会、そしてよびし、そして今、魅力化プロジェクト、宅配テントの取組もこれからされようとされておられます。そのような直売される皆さん、そして加工品も販売される皆さん、そういうようないろんな組織が、先ほども言いましたけど、複合的、重層的に皆さんが協力、連携することによって、直売所設立への機運を高めていただければと思っております。そして、その皆さんをまとめさせてもらうのは私たち役場の役目かなと思っております。

○議長（竹内薫君）　松居議員。

○５番（松居亘君）　ありがとうございます。それで、今、町の言われること、よく分かるんです。ところが、もんぜん市の方も大分高齢化してきて、もう当初の戦力が大分ダウンしてるんですね。やっぱりここは町長も直売所には興味をお持ちでございますので、ここをもう一遍力を入れていただいて、役場、町が何らかしていただいて、もう一遍原点に返っていただいて、人的な支援、あるいは金銭的な支援も含めて、そのようにもう一遍立て直しちゅうんですか、していただきたい、かように思うんですが、そこら辺のことについてお考えをお願いいたします。

○議長（竹内薫君）　久保町長。

○町長（久保久良君）　議員おっしゃるとおりであると私も認識しております。その意気

込みを、うちの産業環境課の課長に答えてもらいます。

○議長（竹内薫君）　飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君）　質問にお答えさせていただきます。

２２年に協議会が設立されまして、多賀大社前駅でもんぜん市ということで１１年余りの事業を執り行っておられます。週３回という、日程的には会員のメンバーには大変ご苦労をかけてるというようなことで、レジ打ちから釣銭の準備までいろいろとされてると。そういった中で、やはり今、議員おっしゃるように、若い生産者が育たないという話も私の方も聞いております。その意味から、さっき言われましたけども、先にまず若い生産者の方の問題もありますし、今言われましたように町からの力添えということで、この２年間は駅前のコミュニティセンターの方も閉まってる状態でございます。そして、今、計画では商工会とかを中心に、駅の方からまたにぎやかな多賀のまちをつくっていこうというような雰囲気の準備も進めてらおられます。そういった意味で、やはり多賀大社前駅、もんぜん市を核として、多賀の農業振興、特産品、直売所の画期的な、地域が活性化するような取組に向けて少しでもお力になれるように努めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解、ご協力の方をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（竹内薫君）　松居議員。

○５番（松居亘君）　それで、もんぜん市の運営なんですけど、小規模農家の方がたくさん、その方ばっかりが運営されてるんですが、小規模農家への支援もおっしゃっておりました。ちょっと質問から外れるかもしれませんが、小規模農家への支援について考えがございましたら教えていただけませんか。

○議長（竹内薫君）　飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君）　小規模農家の支援といってもなかなか難しいところもございますけども、全体的に見まして、特産品とかいったような補助もやっておりますので、そういった部類の中での補助になるかと思いますけど、これから精査させていただきながら、前の方に進めていきたいというふうに思っております。

○議長（竹内薫君）　松居議員。

○５番（松居亘君）　ありがとうございます。それで、スーパーの誘致はなかなか難しいというのも私も理解いたしますし、車で１０分ほど行ったら彦根へ行けるというような環境もあるということも十分理解しております。先ほどおっしゃってましたように、里づくりの中でそういった問題も取り組むとおっしゃってますので、よろしくお願いします。

それで、４番目の大型遊具の公園のことなんでございますが、令和５年の秋に開園というふうにおっしゃっておりました。それで、町長がおっしゃってます大型遊具、これはどういったものを公園の大型遊具として取り入れる、ここら辺分かっておりましたら教えていただけませんでしょうか。

〇議長（竹内薫君）　野村企画課長。

〇企画課長（野村博君）　ご質問にお答えさせていただきます。

遊具関係ですけども、現在プロポーザル審査と形で設計会社の方から提案を受けておりますのは３台程度でございます。また、後々、都市公園の整備状況については図面等を持ってご報告させていただきたいところですけども、１つふわふわドームといわれる、下から空気を送りながら上の方で遊んで飛び跳ねていただけるような遊具、また幼児向けの複合遊具、若干低年次等の複合遊具ということで、３台程度で今、計画の方を受けているところでございます。

〇議長（竹内薫君）　松居議員。

〇５番（松居亘君）　ありがとうございます。町長は３期１２年間に人口減少、少子化に歯止めをかける施策を展開し、子育て、教育熱心のまちづくりをはじめとして、中学校までの医療費無料化、小学校のＩＣＴ設備など、子育て、教育のさらなる充実に向け、様々な取組を進められてきました。民間企業による宅地開発も進みまして、若い世代の定住化も図られ、人口減少にある程度一定の成果が得られて、たくさんの手腕を発揮してこられました。今まで１２年間の功績、たくさんあると思いますが、これ前回もお話ししておりますので改めて申し上げませんが、あと後半2年間になるのか、その後も4年間されるのか、これ私も分かりませんが、そのことについては質問いたしません。

それで、これから今後共、先を見据えて町長の手腕を大いに発揮していただくことを期待しております。よろしくお願いします。

それでは次の質問にまいります。お答えしていただくんならしていただいても結構でございますけど、今後についてです。

〇議長（竹内薫君）　久保町長。

〇町長（久保久良君）　松居議員の質問にお答えします。

まさかこのような質問をしてもらうとは思ってもみませんでした。やはり、今、折り返し地点に立ちました。そして、この2年間、なかなかコロナ禍で思ったような取組、十分な取組はできていなかった。しかしながら、できる限りのことは職員が一体となって進めてきてもらったと思いますけど、やはりなかなか言われたような公約、特に観光等の公約は実現できませんでした。あと2年間はしっかりと町民の皆さんの信任が得られるように気を抜かずに、やはり教育の久徳のこども園、そして公園整備、若い世代、そしておじいちゃん、おばあちゃん等、期待をしておられますので、今まで彦根へ行かなければならなかった、それが近いところでそのようなくつろぐ、そして遊べる施設があると。そのこともしっかりと、公園整備はハード事業でありませんのでお金はかかりますけど、やはり私、ソフト事業やと思うてますので、ソフト事業ということは、みんなが知恵を絞って、そしていろいろと資材やら高騰しておりますので、できるだけ足らん分はみんなが力を合わせて創意工夫の下、議員の皆さんもこういうようないろんな提案も、お金のないところをしっかりと、どうそこにないところを知恵と工夫でプラスし

ていくか、そのことも含めて、この最後の年になりますので、皆さんが、ああこれできて良かったと言ってもらえる、それがやはり子育てから老若男女、全ての人が皆さんに期待していただいている取組かなと思っておりますので、しっかり職員と一体となって、そして議員の皆さんにもご理解いただきながら頑張ってまいりたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（竹内薫君）　松居議員。

○５番（松居亘君）　熱い心をありがとうございました。それでは次の質問に移らせていただきます。

小学校の教科担任制について、学校教育課長に伺います。

文部科学省は、２０２２年度をめどに、英語、算数、理科で教科担任制を本格的に導入する方針でございます。教科担任制にすることで、教諭が各自の得意分野を教えて授業の質を高め、複数科目の授業を準備する従来の負担を減らすことも目指しています。また、教諭が全クラスに入ることで学年全体の様子が分かることや、中学校への入学で子どもが環境変化に悩む中一ギャップを解消する狙いもあります。滋賀県では、昨年４月より甲賀市貴生川小学校で、５・６年生でほぼ全教科を対象とした教科担任制のモデル導入が始まってございます。このような状況を受けまして、本町における教科担任制について伺います。

１つ目が、教科担任制の導入についてどのような方針でございますか。

２番目、学年ごとの教科目は。

３つ目が、先生の確保に向けた取組は。

４つ目が、導入に向けた課題。

以上、４点でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君）　吉田学校教育課長。

〔学校教育課長　吉田克君　登壇〕

○学校教育課長（吉田克君）　ただいまの松居亘議員の小学校の教科担任制についてのご質問についてお答えいたします。

まず１点目の、教科担任制の導入についてはどのような方針ですかの質問についてお答えいたします。

小学校での教科担任制とは、１人の先生が特定の教科を受け持ち、複数の学級を指導する制度です。この制度の導入の狙いとしましては、①、より熟練した指導により児童の学習内容の理解度、定着度の向上と学びの高度化を図る、②、授業準備の効率化等による教師の負担軽減を図る、③、複数の教師による多面的な児童理解により児童の心の安定を図る、④、小学校から中学校への滑らかな接続を図るの４点があり、文部科学省では令和４年度から順次教員の配置を進めていく方針であるとのことです。

本町における教科担任制の現状としましては、本年度、滋賀県の小学校専科（教科担任制）指導推進事業により、多賀小学校に教科担任のための加配教員が配置されている

ところです。加配教員は週に１８時間、理科の授業を担当し、児童の理科に対する意欲関心を高めたり、知識や技能を高めることを狙いとして指導を行ってきました。次年度におきましても、多賀小学校に本年度と同様の小学校専科（教科担任制）指導推進事業により、加配教員の配置を要望しているところであり、理科および算数科において教科担任制を導入することを計画しております。

また、英語科につきましては、滋賀県の小学校英語パイオニア実践プロジェクトにより、多賀小学校と大滝小学校に会計年度任用職員を配置し、高学年の英語科において教科担任制に取り組んでおります。次年度におきましても同様の会計年度任用職員の配置を要望しているところです。

加えて、多賀小学校では、担任外の教員が国語科の書写の時間に、大滝小学校では町費負担の臨時講師が社会科と理科の時間に学級担任以外が教科担任として指導をしております。

以上が現在の多賀町における教科担任制の実施状況であり、今後も多賀町としましては各学校の教科指導実施の１つの方法として、教科担任制に取り組んでまいりたいと考えております。

２点目の学年どこの教科目はのご質問にお答えいたします。

文部科学省が示している教科担任制としての専科指導は、小学校高学年における算数科、理科、外国語科、体育科です。本町におきましては、現在のところ多賀小学校では５・６年生の理科と算数科、英語科、大滝小学校では５・６年生の英語科での実施の予定です。

また、人事異動後の教員の配置状況によりまして、町費講師の活用や担任間で授業を入れ替えるなどにより、他の教科においても教科担任制を進めてまいります。

続いて３点目の先生の確保に向けた取組はのご質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、県費負担教職員としまして、滋賀県の小学校専科（教科担任制）指導推進事業および小学校英語パイオニア実践プロジェクトの実施の要望を県に申し出ており、現段階では配置の決定はいただいておりませんが、配置いただけるように働きかけるとともに、配置が決定され次第、任用できるよう手続を行ってまいります。

また、今議会に町費による臨時講師の配置をお願いしてるところであり、予算の承認がいただければ、教科担任制での活用を視野に入れた配置を行ってまいりたいと考えております。

続きまして４点目の導入に向けた課題はの質問につきましてお答えいたします。

教科担任制として算数や理科、英語科、また体育科の指導を行うためには、文部科学省によりますと、①、それぞれの教科の中学校か高等学校の免許状を所持していること、②、教科の免許法認定講習を受講していること、③、教科の研究会での活動実績があることなどを必要条件としております。現在の県教育委員会の事業である小学校英語パイ

オニア実践プロジェクトにつきましても、①、中学校または高等学校英語の免許証状を有する者、②、２年以上の外国語指導助手の経験者、③、ＣＥＦＲ（セファール）Ｂ２相当以上の英語力を有する者、④、海外大学、または青年海外協力隊もしくは在外教育施設等で２年以上の英語を使用した海外留学、勤務経験のある者としており、その指導に当たるための人材の確保が課題となってきます。

教科担任として、児童に分かりやすい充実した指導を行うために必要な資格や能力を持った教員、また児童理解をしっかりと行うことができる教員が必要であります。しかしながら、優秀な教員は一朝一夕につくられるものではありません。大学での教員の養成段階から学校現場での研修を含め、教員の資質能力の向上に継続して取り組むことが大切ではないかと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（竹内薫君）　松居議員。

○５番（松居亘君）　ありがとうございます。明瞭な回答ありがとうございます。

１件だけ再質問させていただきたいんですが、この教科担任制の導入について、保護者への説明等、これについてお聞かせいただけませんでしょうか。

○議長（竹内薫君）　吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田克君）　質問にお答えいたします。

保護者への説明ということですけれども、この学校での教育活動につきましては、学校だより等におきまして保護者への周知の方を行っているところでありますし、また児童に対しましても、どの先生が指導するかといったことにつきましては学校の方から説明をさせていただいているところであります。確かに教科担任制というものは新しい取組ではあるんですけれども、以前から小学校の現場におきましては、音楽であるとか家庭科であるとか書き方であるとか、そのような教科に他の教員が指導に入るといったことが従前から行われてもおりますので、その取組の延長線上にあるものかなと考えておりますので、そういったことを加えながら保護者への丁寧な説明の方を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹内薫君）　松居議員。

○５番（松居亘君）　ありがとうございます。それでは、もう次の質問に移ります。

水道施設の老朽化の対応について、地域整備課長に伺います。

昨年１０月に和歌山市の紀の川に架かる水道橋が崩落し、１３万８，０００人が断水の影響を受ける事故で、水道管の老朽化が大きな社会問題となりました。水道管の更新は、１㎞当たり２億円とも試算されています。また、震度６強程度の地震に耐えられる水道管は日本全体で４０％ぐらいだとも言われています。本町においても法定耐用年数４０年を超えた水道管があると思われます。安心・安全な水を守り続けるために、本町における水道施設の老朽化への対応について伺います。

１つ目が、本町内に水道橋は何か所あり、経過年数と老朽化への対応は。

２つ目が、法廷耐用年数４０年を超えた水道管は現在どれぐらいあり、どのような改善計画を立てておられるのか。

３つ目、震度６強程度の地震に耐えられる水道管の割合は。

４つ目が、上水道の効率的な施設計画と資産の長寿命化など水道資産管理計画はどのような戦略を立てようとしておられるのか。

５つ目が、水道料金の改定に関する考えは。

６つ目が、ＡＩ、人工知能による水道管劣化判定診断により修繕費用の削減が図れることが分かっておりますが、このソフトを導入する考えはないでしょうか。

以上、６点についてお願いいたします。

〇議長（竹内薫君）　藤本地域整備課長。

〔地域整備課長　藤本一之君　登壇〕

〇地域整備課長（藤本一之君）　松居議員の水道施設の老朽化への対応についてにお答えいたします。

１つ目のご質問の本町内に水道橋は何か所あり、経過年数と老朽化への対応はにつきましては、川相地先で犬上川に架設しております施設が多賀町内唯一の水管橋となります。現在４４年が経過しており、職員による目視点検を昨年１０月に実施いたしました。

２つ目のご質問の法定耐用年数４０年を超えた水道管は現在どれくらいあり、どのような改善計画を立てているのかについてですが、現在４０年以上経過した水道管は１万４,８７２ｍとなっておりまして、全体の１０．６％を占めております。多賀町の水道施設につきましては、多賀町水道事業基本計画により、施設整備を含めた事業運営の方向性を定めております。ただし、主要施設の更新には莫大な事業費を要しますので、可能な限り更新時期の延伸を図るとともに、事業費の平準化を目指したいと思っております。

３つ目のご質問の震度６強程度の地震に耐えられる水道管の割合につきまして、多賀町での水道管総延長に対する耐震管の割合としましては２５．３％となっておりますが、埋設物である水道管はその場所の地質等にもよりますし、地震時の地盤の動きにも関係しますので、ご質問の震度６強程度の地震に耐えるかということではお答えすることができません。

４つ目のご質問の上水道の効率的な施設計画と資産の長寿命化など水道資産管理計画はどのような戦略を策定しているのかにつきましては、現状において複雑に送水管でつながっている配水池を水源地単位で分割しシンプルな構成とすることを前提に、施設の統合や処分を進める必要があると考えております。

５つ目のご質問の水道料金の改定に対する考えはにつきましては、先ほど申しましたとおり、施設の整理が進んでいないため、水道事業全体の資金計画が定まらない状況にあることから、料金改定は慎重に検討したいと考えております。

６つ目のご質問のＡＩによる水道管劣化判定診断により修繕費用の削減が図れるが、

このソフトを導入する考えはないかにつきましては、多賀町の水道施設全体としましては、いまだ発展途上段階と言わざるを得ない状態であると考えておりまして、施設整備が安定した後の維持管理段階にならないと、このようなソフトによる適切な管路更新を進めていく効果が十分得られないように思います。よって、当面の間は先進事業体での実績等の情報を入手し、多賀町においても効果的であるか判断していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解、ご協力をお願いいいたします。

○議長（竹内薫君）　松居議員。

○５番（松居亘君）　ありがとうございます。水道管の４点目の効率的な施設計画と水道管理計画、これについてですが、長期的な管理計画が作成されていると思うんですが、そこらをもう少し詳しくお伝えいただけませんでしょうか。

○議長（竹内薫君）　藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君）　ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今おっしゃっていただきました長期的な計画といいますのは、多賀町で言いますところの、先ほども少し触れましたが、多賀町水道事業の基本計画というものを策定しております。約２０年間の施設整備について計画を立てております。ただし、多賀町内、主要施設が非常に老朽化を迎えている施設が多いというのもございます。今の基本計画の内容を着実に実行していこうと思うと、ものすごい莫大な費用がかかってまいりまして、なかなかそのまま実行するというのは今現状では難しい状態になっております。たちまち今申し上げました配水池単位での施設の分割というものを目指したいと考えておりまして、１つの例としましては敏満寺浄水場から送られている水が大谷配水池というものに送られていくわけですけども、その大谷の配水池の水源が敏満寺の水源だけではなくて川相からの水も来ているという状況が多賀町の現状でございます。できればそういうものを、例えば敏満寺の浄水場であれば大谷配水池へ、川相の水は川相の配水池へというふうに分割をできればというふうに考えております。それをまずやることによって、水道施設がものすごく整備ができてくるというふうに考えております。その形をつくることによりまして、この配水池単位で、例えば今、松居議員がおっしゃっておられます震度６強という地震に耐えられる水源というものをまず１つでも確保するということを目指していきたいと考えております。

○議長（竹内薫君）　松居議員。

○５番（松居亘君）　それで、これは施設の管理になってくるんですが、今現在使われていない施設が、たくさんとは言いませんけど結構あると思うんですよ。例えば、敏満寺の胡宮神社の上にある、これ前々から不要ならば撤去していただきたいというふうに前から言ってるんですけど、こういった老朽施設、不要な施設の管理計画というんですか、それについてはどのようにお考えですか。

○議長（竹内薫君）　藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君）　ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今おっしゃっていただきました青龍山にあります胡宮神社の敷地内にある古い施設、これにつきましては、今、多賀町の中でも私が知ってる限りでも一番もしかしたら古い使用してない施設になるかなと思っております。そのほかにも四手にもございますしというのが、いくつも確かに残っていることは認識しております。１つずつ処分をしていかなければならないんですけども、それ１つ１つの処分に費用がかかるのと、結構、山の中腹等に残っている施設等が多いですので、１つずつ処分していくしか方法がないんですけども、１年でも早く、１つでも早くということは考えておりますので、次年度以降また計画を進めていきたいと考えております。

○議長（竹内薫君）　松居議員。

○５番（松居亘君）　随分前からその施設については、もう撤去していいわけですね。と思うんですが、撤去していただきたいと。もう一遍確認だけしますが、撤去しても良いと認識しておられますか。

○議長（竹内薫君）　藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君）　今おっしゃっていただきましたとおりでございます。青龍山につきましても、今申し上げました施設全て撤去することに何ら支承はございません。問題は資金だけですので、１つずつ処分をしていきたいと考えております。

○議長（竹内薫君）　松居議員。

○５番（松居亘君）　それでは一日も早く撤去の方をよろしくお願い申し上げます。

以上で質問を終わらせていただきますが、最後に意見を述べさせていただきますが、水道事業者は水の需要に合わせた管口径の縮小、ドローンなど最新技術を駆使した点検管理など、多方面から経費削減や長寿命化策を検討していただきたいと思います。人口減少社会にあって、安心・安全な水を守り続けるためには、水道料金の値上げや一般会計からの繰入を議論する必要性も出てきております。百年先を見据えた更新計画など、分かりやすく見える形で町民に現状を伝えていただき、町民の理解と協力の下、事業の推進をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（竹内薫君）　暫時休憩します。

再開は議場の時計で１０時４５分とします。

（午前１０時３０分　休憩）

（午前１０時４３分　再開）

○議長（竹内薫君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、１０番、山口久男議員の質問を許します。

１０番、山口久男議員。

〔１０番議員　山口久男君　登壇〕

○１０番（山口久男君）　議席番号１０番、山口です。３月第１回定例会に当たり、一般質問を行います。

質問の前に一言発言をさせていただきたい、時間の範囲内でよろしくお願い申し上げます。ロシアがウクライナに侵攻し、激しい攻撃で子どもを含む多くの人命が奪われています。プーチン政権はウクライナ市民の平和と命を踏みにじると同時に、国連憲章に基づく世界の平和秩序を根底から脅かしています。侵略を止めるために最も大きな力となるのは国際世論です。ロシア国内を含め、世界で侵略反対の運動が、抗議の声が沸き起こっています。国連総会決議は、ロシアの行為に大義もないことを国際社会の総意として確認をしました。ウクライナ国民と連帯し、侵略をやめろ、国連憲章を守れとの声でプーチン政権を包囲することだと思います。一方、ウクライナ危機の下で、一部日本のメディアや日本の日米軍事同盟強化論者から、憲法９条では国は守れないとか、国連は無力などとする攻撃も強まり、さらに核共有、核シェアリングの議論や軍事力を強化する動きも強まっています。憲法９条は何よりも日本が再び侵略国家にならないという決意と、自ら戦争を放棄し戦力保持を禁止することで世界平和の先駆となろうという決意が込められています。ロシアの軍事侵攻を止めるために、今こそ非核三原則を国是とし、憲法９条を持つ日本が平和外交努力を発揮すべきときであります。私は一貫して反戦平和を貫く日本共産党の一地方議員として、ロシアのウクライナ侵攻に抗議し、ロシア軍がウクライナから一日も早く撤退することを求め、以下、大きく次の４点について質問をいたします。

第１は、学童保育（放課後児童クラブ）の運営についてであります。

多賀小学校敷地内に新たに学童保育所が建設をされ、本年４月から開所予定となっております。同時に、保護者の要望に応え、４月８日から通年で土曜日も開設をされることになりました。学童保育は共働き、１人親家庭等の小学生の放課後または土曜日や春、夏、冬休みなど、学校休業日において、子どもの１日の生活を継続的に保障し、そのことを通して親の働く権利と子どもや家族の生活を守るという目的、役割を持つ事業であります。子どもたちが放課後や休みの日に生活の場として安全に安心して過ごせる学童保育の拡充は、働く父母の切実な願いです。コロナ禍でも学童保育は働く父母を支えるため、開所し続けております。学童保育は必要不可欠な施設であり、その果たしている社会的役割の重要性は再認識をされました。

そこで、以下の点について伺います。

①、放課後児童クラブの定数はどうなのか、利用登録数の見込みは現在どうなっているのか。

②、学童保育支援員、いわゆる指導員の確保の見通しがどうなっているのか。

③、学童保育に勤務する指導員、支援員等も含め、職員の処遇改善はどうされるのか。どのようになっているのか。

④、子どもの学習支援など、保育内容の充実についてどのように考えておられるのか。

以上の点について答弁を求めます。

○議長（竹内薫君）　本多教育総務課長。

〔教育総務課長　本多正浩君　登壇〕

○教育総務課長（本多正浩君）　山口議員の学童保育の運営についてのご質問にお答えいたします。

１つ目の定数と利用登録数の見込みはどうかについてお答えいたします。

令和４年度におきましては、多賀小学校敷地において既存の施設と現在建設中の新たな施設と合わせて２つの棟での運営となります。定数につきましては、既存の施設が８０名、新施設が６０名、合わせて１４０名としております。令和４年度の利用申込数については、現時点で、通年利用で１１０名となっております。また、土曜利用につきましては、１１０名のうち６名の申込みを頂いております。

２つ目の支援員の確保の見通しについてお答えいたします。

現在の基準では資格を持った支援員を配置することが求められておりまして、かつ安心・安全な施設運営をしていくためには安定して支援員を配置することだと考えておりますので、多賀町においては資格を持った支援員については派遣により確保を図っているところです。令和４年度について、資格のある支援員８人を確保するよう準備しており、加えて資格を持たない支援補助員についても、会計年度任用職員で２人を配置できるよう準備を進めております。また、総括として会計年度任用職員の所長を配置し、多賀町の方針に従って適切に運営してまいりたいと考えております。

３つ目の職員の処遇改善についてお答えいたします。

現在の支援員の給与等の処遇につきましては、他市町の同施設と比較してもほぼ同様の水準にあると認識しております。処遇改善についての国からの通知もあり、さきに申し上げました支援員の派遣に係る費用においても一定考慮し算出をしており、一定の配慮ができていると考えております。

４つ目の学習支援など保育内容の充実についてお答えいたします。

学童の運営については、国の基準において、利用児童には適切な遊びと生活の場を与え、基本的な生活週間の確立を図り、その健全な育成を図るものとされているところであります。多賀町におきましては、この基準を基本とした上で、時間割や施設での過ごし方を決め、運営しているところであります。多賀町の学童の過ごし方につきましては、子どもたちは学童に来ますと、まず宿題をする時間、遊びの時間、おやつの時間、遊びの時間の順で過ごしております。宿題の時間は、基本的には子どもたちの自主性を尊重しながら、支援員はその環境を整え、子どもたちの個々の状況に応じて必要な援助をするという関わり方をしているところでございます。支援員は教員ではございませんので、学習支援となると難しい面がございますが、来年度、支援員の派遣を依頼している団体については他市町でのノウハウや経験も有しており、学習面だけでなく遊びや体験、異学年での交流など、学童での生活が子どもたちにとって有意義な時間となるよう、また

子どもたちが日々成長できる場であるよう、内容を工夫しながら今後も運営してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君）　山口議員。

○１０番（山口久男君）　それでは再質問させていただきます。

①、②につきましては了解をいたしました。③の学童保育に勤務する職員の処遇改善についてです。これは、国でも指導員、支援員の処遇改善について、国の方から補正予算等も賃金の引上げについて、公定価格の引上げ、保育士、それからあと介護職員とか、いわゆるケア労働と言われる人の公定価格の引上げをしてほしいという通知が来ているというふうに思います。その１つとして、指導員とかいわゆる支援員、あるいは補助員も対象になろうかと思いますけれども、その点について、賃上げと処遇改善をされるのか、するためには国に対する申請が必要かと思いますけれども、その点についての考えはどうなのか。先ほど、多賀町の指導員につきましては、他の市町と同等程度だという答弁がございました。しかし、私いろいろ聞いてみますと、やはり指導員の確保のためには処遇改善が私は更に必要かなと思いますので、その点について指導員の給与、処遇改善の引上げの考えについて再度伺います。答弁者はどちらでも結構です。

○議長（竹内薫君）　小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君）　お答えをいたしたいと思います。

国の方というか、岸田内閣におきまして国民の賃金の引上げということで、まずは看護師、また保育士等の賃金の処遇改善という話が出ておりますけれども、保育士等については民間保育園等については国からの援助があるということで、公立につきましては一切ございません。その処遇改善を調べましたところ、保育士におきましては、今、県下でもトップクラスの給与体系となっております。したがって、４年度もいろいろと検討しましたけれども、そういう状況でございますので、処遇改善は予算には反映はいたしておりません。

○議長（竹内薫君）　山口議員。

○１０番（山口久男君）　公立の保育園ですので、今、副町長が言われたことだと思います。普通の職員と給与ベースが同等程度だということだと思います。ただ私が申し上げたのは、学童保育の指導員の給与、処遇改善も調べてみますと、２１年度補正予算、保育士、幼稚園教諭、保育教諭と同じ平均月額９，０００円の引上げをすれば、国が１０分の１０を補てんしますという通知が来てると思いますけれども、この点についてそういう通知が来てることについて確認はされておりますか。来てるはずだというふうに私は聞いておりますが、その賃上げ、月額９，０００円の引上げをすれば、今年の９月まで、その引き上げた分の処遇改善に係る費用については国が１０分の１０確保しますと、そのために市町から学童保育の指導員、あるいは支援員、あるいは補助員も含めてかもわかりませんけれども、そういうことについて申請をされているのかどうか。その必要

がなかったのかどうか、併せてお聞きをいたします。

○議長（竹内薫君）　本多教育総務課長。

○教育総務課長（本多正浩君）　お答えをいたします。

通知については確認をしておりますし、内容についても把握をしております。先ほど副町長も申しましたけれども、給与水準については現行、支援員については時給換算で１，２００円、支援員、補助員については１，００２円の時給を払っておりまして、改善ということをすることなく水準としては達してるという判断をしておりますので、今年度については据置きをしておりますし、来年度の派遣の委託料については、その時給換算を保ちながら、期末手当であるとかそのような待遇の処遇も含めて委託料の中に入れておりますので、そういう配慮の方はさせていただいております。国に対する申請についてはしておりませんので、ご理解を頂きたいと思います。

○議長（竹内薫君）　山口議員。

○１０番（山口久男君）　指導員の給与は、確かに今言われた時給１，２００円ということについて、高いか安いかといえばそれなりの給与かなと。私も正直はそのように思います。しかし、その指導員というのは、やはり子どもを預かる専門的な職業だというふうに私は思っておりますので、さらにせっかく国がその指導員の給与を上げれば、ちゃんとその分補てんしますと言うてる以上、それを活用することは、私は指導員の確保のためにも必要かなと思います。さらに、この１０月以降、今年の９月までは１０分の１０国が補てんするというふうになっております。さらに調べてみますと、今年の１０月以降については打ち止めになりますけれども、３分の１、それぞれ市町、県も含めて国・県・市町がそれぞれ３分の１を負担すれば、その処遇改善の費用を国がちゃんと見ましょうというふうな話が出てると聞いておりますけれども、その点について、そういう話は聞いておられませんか。ご存じですか。私はそういう話は聞いておりますが、その点について確かかどうかわかりませんが、そういうことについてご存じかどうかお聞きしたいということです。

○議長（竹内薫君）　本多教育総務課長。

○教育総務課長（本多正浩君）　お答えいたします。

補助金については単年度で終わりということと、あと財政措置については交付税措置で措置されるというふうに認識はしておるところでございます。

○議長（竹内薫君）　山口議員。

○１０番（山口久男君）　認識というのは、どういう認識なんですか。ちょっと答弁が分かりにくかったので、再度お願いしたい。どういう認識をお持ちなんですか。処遇改善をすることの必要性はもうないということの判断なのか。やはりもう少し処遇改善は、せっかくこういう国が引上げよと岸田内閣、今、副町長が言われましたけれども、そういうことで、もうこれ以上は別に指導員の、これ今、学童保育の問題を言ってますので、指導員、あるいは補助員の給与、処遇改善をする必要はもうないという判断でそういう

認識をされているのかどうか。その点、大事なことですのでお聞きしたい。これで終わりたいと思いますけれども、再度その点について答弁求めたいと思います。

○議長（竹内薫君）　小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君）　お答えをいたします。

今、ご質問は学童の指導員ですけれども、私どもは会計年度任用職員全体で給与体系を持っております。したがって、その部分だけ上げますと全体のバランスというものがまたありますので、議員がおっしゃるようにそこの部分だけを引上げ引上げというわけにはなかなか難しい問題であると思っておりますし、先ほどから課長が言っておりますように、一定のレベルには達している。そして、個々の指導員を雇用という以外にも、民間会社からの派遣ということでありますので、そこはそことの契約上の問題であるかなというふうに思っております。

○議長（竹内薫君）　山口議員。

○１０番（山口久男君）　これ以上時間ございませんので、またあと詰めた話を私も調べて、もう一度その辺の状況も、近隣市町の状況とか賃金水準のことをもう一度詳しく調べて再度また質問するかもわかりません。そのときにはぜひよろしくお願いしたい。

次、２点目、雪害対策と被災住宅緊急支援事業。これは多賀町独自の施策ということで、他市町に聞きましたら、多賀町独自の支援だということで評価をされております。そのことは前提であります。

昨年末から降り続いた記録的な大雪により、家屋等の被害が多数出ました。今年度補正予算で可決された、今申し上げました被災住宅修繕緊急支援事業について、以下の点について改めて伺っておきます。

雪害の被害状況と件数について、昨日の答弁を聞きましたが、直近の数字かどうかも含めて、もう一度再度確認をさせていただきたい。

２点目、現時点での申請状況はどうなのか。

③、屋根等修繕に係る材料について、できれば町内産木材利用ができないのかどうか。これちょっとある方から聞きまして、そういうことについて質問したい。

④、今回の雪害による危険空き家の対応について、考えを伺っておきます。

○議長（竹内薫君）　飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長　飯尾俊一君　登壇〕

○産業環境課長（飯尾俊一君）　山口議員の２番目の１点目から３点目の答弁をさせていただきます。

まず１点目、雪害の被災状況と件数はについての質問にお答えします。

初日の総務課長の答弁の繰り返しになりますが、２月末現在、家屋被害が５０４件、カーポートや車庫１００件、小屋やフェンスが１０９件、車両被害が２１件となっています。なお、調査中の集落もあり、被害の数は今後も増加する見込みであります。

２点目の現時点での申請件数についてでありますけども、２月末現在５１件の交付申

請があり、交付申請額は７８２万２，０００円となっております。

３点目の屋根等の修繕に係る材料について、町内産木材を利用できないかにつきましては、当町における雪害による被害は甚大で、施工される工務店などにおいては多忙を極め、原油価格の高騰やウッドショックの影響などにより、見積りや材料調達においても苦慮されていると伺っているところであります。議員のご質問のとおり、このような状況下にいち早く町産材を提供し、被害に遭われた方に一刻も早く安心な生活を取り戻していただくことは重要であり、現在、森林組合、山林組合および多賀森林循環事業協同組合にも話を持ちかけ、必要な材の洗い出しをはじめ、前向きな検討を行っていただいております。また、地方創生推進交付金において、多賀町産材を用いた地域活性化を目指しておりますので、雪害に見舞われた方への支援と当町の町産材流通にも対応できるように、可能な限り取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君）　野村企画課長。

〔企画課長　野村博君　登壇〕

○企画課長（野村博君）　山口議員のご質問４点目、今回の雪害による危険空き家の対応についての考えはどうかにお答えいたします。

昨日の神細工議員の再質問でご答弁させていただいたところと重なるところもありますが、年末年始の豪雪前より、危険空き家として判断しております２件については、今回の豪雪での被害はなく、また既存の空き家が新たに危険空き家となる事象もなかったところでございます。

今回の豪雪で屋根の損壊があった空き家では、所有者が除却を検討され、除却に対する補助金の問合せ等のご相談は５件あり、現地にて不良度調査を行い、いずれも屋根の損壊のみで危険空き家と判断するには至っておりません。なお、ご相談を受けた方の中には、崩れた屋根が通行に支障をきたす、地域にご迷惑をおかけする等の判断から除却された事例はございます。

議員もご承知のとおり、危険空き家の判断は、住宅の不良度調査において１００点を超えるときとしております。この調査基準での評定区分に構造の腐朽または破損の程度、その中の屋根部分についての評定点は最高でも５０点であり、雪害による屋根の損壊のみでは危険空き家とならないところです。

議員におかれましては、空き家、本町に不在で雪害を被られたか否かを知られない場合のときの対応もご心配されているかとは思いますが、先ほどのご相談を受けた方の中には、近隣の方が所有者に連絡していただいた件もあります。

平成２９年度に各自治会に調査をお願いしました空き家調査では、３１２件、現在ではそれ以上の空き家があると認識しておりますが、地域からのご連絡を頂くことより先に全てを確認することは難しいところです。

今後も、地域から空き家での損壊があるご連絡を頂ければ、現地を確認し、所有者に

適正な管理、地域の生活環境を守っていただくようにご連絡、ご依頼をし、また危険空き家と判断できる場合にはご支援をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君）　山口議員。

○１０番（山口久男君）　大屋根とか庇がかなり崩れて、私もずっと毎日新聞配達しながら見て歩いて、かなりの被害があると。私も大工ではないので分かりませんけども、ある大工に聞きましたら、やはり垂木とか裏板がかなり必要ですよと、かなりの木材の供給量が必要になるん違うかと。先ほど課長答弁いただきましたけれども、多賀町の木材の活性化のために多賀町産材をできるだけ利用して、そこに何らかの補助ができないのかというような話も聞いたこともございます。やはり、これから修理する、今年、来年ぐらいになるかもわかりませんが、木材の供給は当然必要になろうかと。そのために業者との契約等、あるいは補助を出す場合において、それを条件にして多賀町の木材を使ってくださいよという、何かインセンティブを与えるような方法をしたらどうかなと思いましたので、その点について再度伺いたいのが１つです。もうまとめてもう一度再質問。

もう一つします。申請の時期についてでありますが、町長はさきの行政報告の中で、申請が本来今年３月３１日までが申請期限だと、それを伸ばすような行政報告をされたやに思いましたけれども、やはり私も聞きましたら、まだ屋根に雪が残ってて写真も撮れないとか、見積りまだまだ遅れると。ですので、申請時期をもう少し遅らせてほしいというのが、大方の方、私が聞いた範囲内ですけれども、申請時期をもう少し伸ばしてもらえんかという声も聞きましたので、その２点について再質問させていただきます。

○議長（竹内薫君）　飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君）　再質問にお答えさせていただきます。

町産材につきましては、現在、森林組合、山林組合、先ほど答弁させてもらいましたけども、多賀の事業協同組合なりに投げかけてはいますけども、議員おっしゃるように補助金を付けてというような話は今初めて聞きましたけども、今現在は雪害の方を直すのに２０万円という形で被災された方に支給を予定しておりますし、その点で多賀産材の木材を使われたからという補助金は、今現在は考えておりません。

それと申請時期につきましては、やはりまだ数多くの、３月末で一旦締め切らせていただきましたけども、やはりまだまだ件数は増えてくるということで、最終的には日を切ってですけども、取りあえず延長をする方向で早急にチラシをまいて、見積りしていただけるのも一苦労する作業ですので、業者の手間もかかりますし、見積書が提出されないということも考えられるということで、今現在は延ばす方向で検討をしている最中でございます。

○議長（竹内薫君）　山口議員。

○１０番（山口久男君）　もう時間もございませんので、木材の補助をせえというんじゃなしに、多賀町産木材をできるだけ安く提供できるということを、インセンティブを与えたらどうかという話をしているわけです。全額補助せえという話ではありません。できるだけ多賀町産材の木材を利用してもらうためのインセンティブを、業者も併せて契約の段階で、多賀町が補助を出したある場合はしたらどうですかという話をしてるので、その点についてよろしくお願いしたいと思います。

次に移ります。次に３点目です。公共施設等適正管理推進事業費の活用についてであります。

昨年１０月に改訂された政府の地球温暖化対策計画において、新年度予算で公共施設等適正管理推進事業費の対象事業に新たに脱炭素を追加し、町単独の取組に対し地方財政措置を講じるとしております。この地方財政措置を活用し、学校や認定こども園が対象になるかどうかわかりませんが、公共施設への新たな太陽光発電やＬＥＤの導入の考えはないのか、その点について伺います。

○議長（竹内薫君）　石田総務課長。

〔総務課長　石田年幸君　登壇〕

○総務課長（石田年幸君）　お答えをいたします。

ご質問いただきましたように、昨年１０月改定の地球温暖化対策計画におきまして、地方公共団体は、国の政府実行計画に基づいて実施する取組に準じて率先的な取組を実施することとされました。それに合わせて、脱炭素化の取組を計画的に実施できるように、公共施設等適正管理推進事業費の対象事業に、今回、新たに脱炭素化事業が追加されることとなりました。

財政措置は従来の事業と同様で、公共施設等適正管理推進事業債として、充当率９０％、交付税措置率は財政力に応じて３０％から５０％となっております。脱炭素化事業については、事業期間が令和４年度から令和７年度までの４年間とし、国からは積極的な活用を求められています。

脱炭素化の具体的な対象事業は、太陽光発電の導入、建築物におけるＺＥＢ（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）の実現、省エネルギー回収の実施、ＬＥＤ照明の導入の４項目が挙げられています。

ご質問の、学校や認定こども園などの公共施設等への新たな導入についてですが、中央公民館結の森をはじめ、現在、計画整備中の久徳地先での認定こども園につきましても、全てＬＥＤでの整備を進めておりますし、多賀町公共施設等総合管理計画の個別計画に基づいて、今後実施する施設の改修事業では、照明の交換が生じる場合にはＬＥＤ照明が基本になると考えております。また、太陽光発電につきましては、本庁舎をはじめ、ふれあいの郷、あけぼのパーク、結の森などの公共施設に設置をしておりますが、議員おっしゃるように、学校、教育施設におきましては、現在のところ設置はされておりません。今後、教育施設においても脱炭素化に向けた取組が必要であるとは認識して

いるところですが、以前からのご質問でもお答えさせていただいておりますとおり、学校、園におきましては、老朽化したトイレや校舎の改修が喫緊の課題としてありますので、まずそちらに力を注ぐ必要があると考えております。今後、その改修計画の進捗の中で、脱炭素化に向けた有効な対策として何らかの措置の導入の可能性があり、脱炭素化事業が活用できる場合に積極的に活用していきたいと考えておりますが、新たに事業が追加されたということで直ちに導入をするということについては現在考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

　以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君）　山口議員。

○１０番（山口久男君）　３つと言われましたね。１つはＺＥＢの話をされた。ＺＥＢというのは私も、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディングの話だと思います。これ、一定の省エネルギーを図った上で再生可能エネルギー等の導入によりエネルギー消費量をさらに削減した建物のことだというふうに、英訳を日本語に訳するとそうだろうと思いますけれども、それがこれからは必要だということで、国も各地方法自治体の建物についてこういうものを導入しなさいということです。

　そこで私ちょっと気になりますのは、先ほど全員協議会の場だったかと思いますけれども、認定こども園の話で太陽光パネルを設置するとかなりの費用がかかって、差引きすると非常に大変な費用がかかって元が取れないんだという話も聞きました。確かに、今、既存の施設に乗せるのはなかなか難しいかもわかりませんけれども、先ほどＬＥＤは導入するんだという答弁を頂きましたけれども、太陽光発電についてはしないという結論を出されたと。これは、検討された上での財源的な話、予算の話も含めてそういうことになったのではないかという、そういう意味での一定の理解はいたします。

　しかし、こういう機会、せっかく国が、国の話ばっかり、これもあくまでも起債ですので借金ですので、それに乗ってしもうてまた後で大変なことになるということは、私もそれは将来の財政の状況から考えたときに、それは慎重にやらなければならない点かと思いますけれども、せっかくそういう新しい施設を建設するに当たって、こういう制度を、有利な起債を政府が提供している中で、今後の脱炭素社会を実現する上においても、できればそれを活用したらどうかなという点で提案をさせていただいたと。この前聞きましたら、それがないというので、ちょっと私は残念かなと。確かに予算的に太陽光パネルを貼ったときに、今の固定買取り価格等々、あるいはそれの維持管理、あるいは建設費用、そしてまたそれで得られるエネルギー、電気の費用対効果等々を勘案すれば、長い目で見れば私はできればこういう方向で太陽光パネルを少しでも貼って、そういう脱炭素社会に貢献すると。今後の多賀町の行政の在り方も含めてそういうことを考えたらどうかなということで、今回質問をさせていただいたということでありますので、その考え、もういまさら太陽光パネルを張りませんと言ってるのに、もう一遍それを設計段階に入ってる中でそれを再度見直しせえというのはなかなかハードルが高いかなと

思いますけれども、そういった考え方についてはどうなのか、もう一遍お聞きしたい。再質問です。

それともう時間が、ついでにちょっとよろしいですか。公共企業、いわゆる水道事業とか下水道事業についてもこういうことの対象になるのではないかというふうに私は思いますけれども、その点についていかがか。その２点について再質問します。

〇議長（竹内薫君）　本多教育総務課長。

〇教育総務課長（本多正浩君）　お答えいたします。

今、議員おっしゃられた脱炭素化の取組については、環境を考えていくという上で大事なことであるということは認識をしております。今進めておりますこども園の建築ということで、非常に大きな工事になりますので、またこのコロナ禍の中の経済状況ということで、資材の高騰ということも、当然、今、予測をしながら、費用については可能な限り抑制しながら、かつ時間的に工期ということもございますので、その辺も含めて設計はもう最終段階に入っているところでございます。という中で、このこども園の太陽光システムにつきましては設計の当初から検討をしていたところでございます。費用対効果の面で言いまして初期投資で約１，１５０万円かかるという中で、今後の電気代の節約額とか、その設備の耐用年数とか、その辺考えて維持費も総額がかかってくるだろうということと、あと今、構造物として屋根に乗せるということになると思うんですけども、そうなってきますとパネル的にも重たいもんになりますし、安全面から、子どもを預かる施設ということでより強固な骨組みというか構造にしていかないといけないということもありますので、そうなってきますと、今申し上げましたように資材がかなり高騰している中でまた費用が跳ね上がっていくというようなことも含めて、今回については太陽光については入っておらないということで進めさせていただきたいと思います。ただ、ＬＥＤ化については、当然、導入をしていくということで進めておりますので、ご理解を頂きたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔発言する者あり〕

〇教育総務課長（本多正浩君）　そこについて、補助については今、適切な情報は持っていないんですけども、歳入として財源として今後見込めるのであれば予算化していきたいとは考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

〇議長（竹内薫君）　石田総務課長。

〇総務課長（石田年幸君）　今ほど教育総務課長が答えましたように、こども園につきましてのＬＥＤの部分については、今回の事業者が使えるかどうかというのはもう１回研究していきたいということは思っています。

併せて、企業債、同じように脱炭素化事業についてということで、今回新たに設けられた財政措置でございますけれども、水道施設等でポンプのインバーター制御であるとか高効率の機器の導入に対してということでございます。当然、機器の交換が生じる際

にはそういうことを検討していって、この事業債が使えるんであれば使って、事業債ですね、公営企業債が使えれば使っていくという方向には考えていかなければいけないと思ってます。

○議長（竹内薫君）　山口議員。

○１０番（山口久男君）　それでは次の質問に移ります。最後の質問です。４点目です。

公共交通についてです。私もこれは繰り返し繰り返し何度しゃべったか分かりませんほどしゃべりました。質問させていただきました。これはなぜかと言うと、多賀町というのは非常に公共交通の大事さですね。地理的な条件とか、様々な高齢化の状況とか、通学の問題とか、これまでも繰り返しこの場でも議論をしてまいりました。そこで、当面、私の１つの提案ですので、これは全てのことではありませんが、昨年の１２月議会において、せめて今現在富之尾止まりとなっている路線バス甲良線、これを少なくとも川相まで何とか復活延伸してほしいと。もうこれは本当にささやかな要求だと私は思うんですよ。それは予算も要る、確かにそれは、「乗る人もいれへんやないか」、「運転手不足や」という話も今も聞きましたけれども、せめて川相まで延伸をしてほしい。これは沿線住民の方は、もう行くと、「山口さん、いつ頃してくれるんや」という話もこの前聞きましたけれども、それは全ての方が望んでるかどうか分かりません。多賀町の全体の公共交通の在り方もあろうかと思います。そこだけ何で通すんやという話も、当然それは出てくるかも分かりません。しかし、その上で私は少なくとも、川相まで役場の出張所とか、あるいは郵便局、また川相診療所もあります。バス停から大滝郵便局まで測ってみましたら、大体１．５㎞から２㎞程度だと思います。ちょっと間違ってるかもわかりませんが、３㎞ぐらいですか。３㎞か４㎞ぐらいですか。ちょっとごめんなさい。私、自分の車で測りましたんで、車のメーターが狂ってたかもわかりませんが、３㎞か４㎞ぐらい。時間にしますと大体５分程度であります。富之尾バス停でのバス待ち時間が、私ずっとあそこで待ってましたら１０分か１５分ぐらい待ってます、確かに。その時間ぐらいあるならば、せめて川相までぐらい延伸ができるのではないかと、私、勝手にそのように思っております。これ素人ですので、バス路線の湖国バスに聞いてみないと分かりませんが、その程度であるならば、せめて大滝の中心である川相まで延伸をできないのかという発想で、さきの１２月議会においても質問させていただきました。そこで企画課長は、「一遍、事業者にその辺についても問い合わせてみます」という話でしたので、再度答弁を求めたいと思います。

○議長（竹内薫君）　野村企画課長。

〔企画課長　野村博君　登壇〕

○企画課長（野村博君）　山口議員のご質問、路線バス甲良線を少なくとも川相まで復活延伸すること、また事業者への問合せと検討についてご答弁の方をさせていただきます。

先に事業者への問合せ、協議の内容をご報告させていただきます。議員のご質問、ご意見にありました富之尾停留所での待機時間があるのであれば川相まで延伸を、延伸す

ることでの経費、運転手不足の状態、運航便数１１本のうち数便を川相まで延伸すること、甲良線の存続の５点について、事業者との協議を行っております。

まず富之尾停留所での待機時間は、労働基準法の中で運転士には運行４時間につき３０分の休憩時間を与えなければならないと定められており、現状、４時間を連続して運行することはないのですが、３０分相当分を分割して１０分程度の休憩時間に充てているとのことでございました。この休憩、待機時間を工夫し、川相まで延伸しても、時間を川相で確保する必要があり、現状の便数を確保することができないということを確認しております。

次に延伸することでの経費は、令和３年度で甲良線の年間経費は１，８３７万５，０００円の見込みで、沿線市町である彦根市、甲良町、多賀町が年間経費の欠損額１，４６３万２，０００円弱を路線延長距離に応じて補助金を執行しております。本町の負担額は１７０万４，０００円の見込みでございますが、これを川相まで延伸した場合、先ほどの休憩時間の確保により、現在の平日の１１便を１０便、１便減らしたことと想定し、年間経費では富之尾と川相間分で約２５０万円、富之尾と河瀬間の経費を合わせると約２，０００万円になるところでございますが、こちらの方、収支率を多めに見込んで２１．０％とした場合の欠損額の見込みは約１，５８０万円となります。これに、沿線市町の路線延長距離の負担率、現行が本町分の０．７㎞、９．２７％が、こちら事業者の方では川相までですと４．４㎞でございますが、３９．１１％となることから、本町の負担額は約６１０万円が見込まれ、現状より約４４０万円の増額が見込まれるとのことでございました。

次に運転手不足の状態はでございますが、コロナ禍で観光需要が減り、運転手不足は一時的に解消されているものの、新型コロナウイルスの感染拡大が収束した後には、また運転手不足となる可能性が高いことを確認しております。

次に運航便数１１本のうち、数便を川相まで延伸することはについては、現行のダイヤ編成は幹線交通であるＪＲ河瀬駅を起点としていることから、川相まで延伸した場合、幹線交通との接続の利便性が保てない可能性がある。可能性でございます。また、仮に数便を川相までの延伸とする場合、朝夕の通勤、通学の時間帯を確保すると、残りの便の中で工夫しても午前と午後に１便程度が確保できる程度と確認しております。

次に甲良線の存続につきましては、議員のご意見にもありましたように、平均乗車率が１人未満で、路線の見直しの対象ではありますが、甲良擁護学校の生徒の通学の確保から、現在、廃止の方は考えておられないことを確認しております。本町としては、大滝地域の公共交通の確保として、運行の方は確保していただきたいと再度要望したところでございます。

ほかに議員もご存じのとおり、コミュニティバスの運行の見直しにつきましては、利用者の実態調査を経て、湖東定住自立圏推進協議会において地域公共交通計画が策定され、運輸局の許可を得て今日に至っております。路線の一部延長を同協議会に提案して

おりますが、同様の要望は本町のみでございました。また、当時の路線の見直しにおいては、代替機能として愛のりタクシーをもって人の移動手段を補完することとされています。

しかしながら、議員のご質問は、地域を回られ、地域住民の皆様からの貴重なご意見でございます。この度のご質問は、代替機能である愛のりタクシーの利用の普及、促進がまだまだ不十分であると反省しているところでございます。

現段階では路線の延伸の前に、公助としての公共交通、愛のりタクシーのさらなる普及、促進に努め、また多賀町里づくり魅力化プロジェクト会議でもご意見のある互助の移送サービス、福祉的視野での仕組みづくりを検討し、地域の皆様のご不便を少しでも解消できるように慎重に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君）　山口議員。

○１０番（山口久男君）　再質問します。企画課長のそれは、事業者の言い分といいますか、事業者のあれですわね。町としてどうなのかという話は全然なかったので、それは私の質問の仕方が間違ったかもわかりませんけれども、確かにそれはそういうふうに言われればそうだと思いますよ。けども、普通、住民の立場、公共交通というのは事業者の委託、湖国バスに委託をしておりますので、事業者のそれぞれの言い分はあろうかと思うんです、それは。運転手不足の問題とか事業費の問題とか様々あろうかと思います。しかし、町として公共交通を考えたときに、できれば私は巡回バスが必要かと思いますけれども、当面、せめて川相までぐらいなら、普通一般の常識というとまた怒られるかもわかりませんが、それぐらいやったら延ばしてもらえるん違うかというふうに思われる住民の方も多くおられると思うんです。私、それを代弁して言ってるわけです。確かに事業者の労働条件、運転手の労働条件、時間配分の問題、休憩時間の問題、そういうこともそれは分からんでもないですよ、それは。けど、もうあと１人、２人、１人ぐらい増やしてもらうとか、川相まで延ばしたらそれほど運転手不足に支障が生じるのかというふうになると、私の素人の考え方であるならば、せめて５、６分程度延ばしてもらうだけでそんな難しい問題なのかなと、私は単純にそういうように思いました。それは私の感想です。その点について町としてどう思っておられるのか、住民の立場はどうなのか、住民の皆さんの声を聞いてほしい。１つ私も聞きましたら、例えば印鑑証明や住民票を川相庁舎まで取りに行きたいというときも愛のりタクシーに乗っていくのかということとか、あるいは高校生が部活や補習等で下校時間が定まらないために愛のりタクシーの予約が非常に困難であることから、勤務時間を変更して保護者が送迎しているというような状況も聞きました。これは住民の皆さんの声です。全部ではないかも分かりませんが、そういう声に対してどのように答えるのかと。もちろんほかの代替公共交通、愛のりタクシー、愛のりタクシーと言われますけれども、愛のりタクシーは、私、聞い

たら、「何か山口さん、愛のりタクシーは難しい」と、「８０いくつになって外へ出て携帯電話も使い方も分からへん」と。できたらバスがひょっとあればひょっと遊びに行くとか。あるいは今、大滝里プロジェクトで、富之尾で今度、農家レストランになるかどうか別にして、そこができたとしても、高齢者の方、７０歳、８０歳、車の運転免許を返納される方もこれからおられる、そういう中でちょっと出かけたいと。今まで路線バスが走ってたので、気分転換にちょっと乗ってどっか行くと、そういう公共交通の役割というのは非常にあろうかと思います。確かに愛のりタクシーも必要ですし、メリットもある。しかし一方でなかなか使いにくいというのは、やはりいろんな問題があって愛のりタクシーの利用が伸びないと思うんです。私もいろいろ聞いてみますと、「愛のりタクシーを使ってもろうたらどうですか」言うたら、「いやいや山口さん、なかなか愛のりタクシーを使うのは大変ですよ」と言われるんです。我々やったら電話したらすぐ来られるかもわかりませんよ。しかし、８０歳、９０歳近くなって、よっぽど病院に行くとかいう場合であるならば、それは前日に愛のりタクシーを頼むかもわかりません。しかし、ちょっと出かけたいというんであるならば、やっぱり路線バスの良さがあるんです。確かにそれは皆さん、そんなことないという異論はあるかもわかりませんよ。私はそういう住民の皆さんの声をできるだけ実現してもらうために、せめて川相ぐらいまで延ばしてもらったらどうかなという声を聞きましたので、例えば藤瀬、尺仏、あるいは川相、小原、一ノ瀬の辺りの方に聞いてみましたら、川相ぐらいまでちょっと歩いたらぐるっと行けるんだろうと。それは愛のりタクシーに乗ったらええやないかと言われるかもわかりません。しかし、それができないからそういう路線バスを求めておられる、そういう皆さんの声があるんだろうと思うんですよ。廃止されて２年余りになって、本当に路線バスがなくなって本当に不便さを感じているんだという、これ精神的な問題もあるかもわかりませんが、そういういろんな様々な声があるということを、ぜひ行政の皆さん聞いていただきたいというふうに思います。

あともう時間ございませんが、路線バスの補助の問題で、今現在、多賀線でも、これ令和２年度実績で２，６７２万４，７９２円。これ令和２年度予算、多賀線の湖国バスに対する補助を出してるわけですよね。２，６７２万円余りです。多賀線でも、多賀線でも言うたら怒られるか分かりません、あんだけのとろいところでも。一方、甲良線では１４７万２，７２６円ですわ。ですので、そこへ県の補助、あるいは国の補助、国の補助は交付税措置ですのでどれだけか分かりませんが、そういう補助も多少はあるので、できれば当面、巡回バスができるまで、あるいはほかの公共交通の充実を進める諸段階で、一度、もう一遍延ばしてもらえんのかなということで質問を、くどいようですけれどもさせていただいたということでありますので、もう時間来ましたが、この程度で終わらせてもらいますけれども、そういう声があるんだということをぜひ皆さん聞いていただきたい、このことを申し上げて質問とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（竹内薫君）　要望ですか。答弁ありましたら。

久保町長。

○町長（久保久良君）　それでは、ご質問にお答えいたします。

公共交通、萱原までの路線バス、廃止をさせていただきました。これには、利用者の頻度の調査、職員がバスに乗っていろいろ調査をさせていただきました。今も答弁ありましたように、１人未満の利用であったと、そんな状況でもありましたし、近江鉄道の運転手不足等の、こちらの理由も大きかったと思うんですけど、そういうことで、多賀、大滝、萱原までの路線バスの廃止に同意をせざるを得なかったということであります。

その利便性を図るために、愛のりタクシー、山口議員、利用しにくいとは言われてますけど、もう１０年ぐらいになるんか。もう長年皆さんに利用していただいてます。多分、多賀町はどこの市町よりも、多分、年間１万人を超えるか以上の利用者がありますので、一定の皆さんの、特に高齢者の皆さんの利便性は図られているものと私は認識をしております。そして、それプラス高校生への支援ということで、バスを朝夕走らせていただいてます。それでもなかなかやはり利用しにくい、接続が悪いということも聞いておりますので、そのようなことにもこれから対応するためにも、課長が最後に答弁しましたように愛のりタクシーのさらなる普及促進、そして互助の移送サービス、もっと利用しやすいおたがいさま交通、この大滝地域内の中で皆さんが協力をしながら移動の利便性を図るための取組ができないか、そのこともこれから大滝の魅力化プロジェクト、これを発展的にまたＮＰＯ法人もつくって取り組んでもらえるものと思ってますので、そのような中でもしっかりと移送サービスについての議論もし、そしてこの議論が実際に実現できるような方向で取り組んでいただけるとありがたいと思ってます。

○議長（竹内薫君）　山口議員、もうよろしいですか。まだあと２分ございますけども。

○１０番（山口久男君）　町長の言われることも分かりますよ。それは確かにもう路線バスというのは、これは多賀町だけでありません。どこでも空車、乗る人がだんだん少ないということで、各地方自治体では苦慮しているのがもう実態です。しかし、路線バスの良さというのは、私、先ほど申し上げたとおりなんですよ。ちょっと出かけたいというときにちょっと出れると。愛のりタクシーも、確かに私も、最初はこれはデマンド方式というのは大事やということで盛んにここで言いました。デマンドというのはやっぱり乗りたいときに乗れると、しかも４００円か４５０円程度で行けると。彦根まで行くと８００円、９００円要りますのであれですけれども、それもそれを否定するわけではありません。もっと愛のりタクシーをできるだけ利用していただきたいということを私も言っております。しかし、先ほど申し上げましたように、愛のりタクシーのデメリットもあるというのは理解してほしいんです。やっぱり高齢者の方が、何遍聞いても、「乗ってどうや」と言っても、やっぱりなかなか利用するハードルというのは、皆さん考えておられるほど非常に高いなというふうに私は痛感をしておりましたので、できればせめて川相ぐらいまでひょいと５分か１０分程度で行けるんやったら運行してほしい

など、延長してほしいなということで質問をさせていただきました。今後、住民の皆さんからの声も上がってくるかもわかりませんが、そのときにはよろしくお願い申し上げて質問を終わらせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（竹内薫君）　暫時休憩します。

再開は議場の時計で午後１時からとします。

（午前１１時５０分　休憩）

（午後　０時５５分　再開）

○議長（竹内薫君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、４番、木下茂樹議員の質問を許します。

質問に当たります前に、第１番目の質問ＳＤＧｓの進捗状況に対する答弁者は総務課長ほか９名の課長と町長となりますが、コロナ感染症防止を考慮し、開催時間を可能な限り短時間にするため、登壇せず自席にて答弁することにいたします。

４番、木下茂樹議員。

〔４番議員　木下茂樹君　登壇〕

○４番（木下茂樹君）　４番、木下茂樹です。議長の許可を得ましたので、３月議会の一般質問を始めさせていただきます。

まず大きな１点目ですが、ＳＤＧｓの進捗状況はでございます。

２０１５年９月に国連本部で採択された持続可能な開発目標で、１７の実践項目、１６９のターゲットから成り立ち、２０１６年から２０３０年までの１５年間を対象期間と定めています。日本の国別ＳＤＧｓの進捗率は２０１７年からじわりと下降線をたどっていますが、政府によって地方創生と結び付けられたことから、一気に地方自治体にも推進の機運が上がってきました。しかしながら、一般的には認知度向上と達成度はまだまだ低い状況です。１７の課題項目実現に向けて実践しなければならないゴールは見えませんが、行政が見本となり牽引する姿勢が望まれるところです。

ＳＤＧｓ未来都市は、全国の自治体からＳＤＧｓの達成に向けた優れた取組を提案した都市が政府によって選定されています。２０２０年度までに、滋賀県および湖南市を含む９３都市が選定され、２０２４年度までにまち・ひと・しごと創生総合戦略では、２１０都市まで拡大予定されています。選定は決して大きな都市ばかりでなく、山間地、離島、へき地も含まれ、自治体ＳＤＧｓモデル事業に選定されれば、上限３，０００万円の補助を受けることもでき、行動を起こさない自治体との差はますます開くばかりとなります。

理解が深まらない原因として一般的に、「横文字で意味が分からない」、「具体的な課題項目が理解できない」との意見もあり、また行政機関の問題としては、縦割り行政が影響し、関連する項目、横のつながりが部、課、係で分断され、横の協力体制ができな

いことにあると言われています。また、職員の自主的な基礎知識不足も一因と言われています。

本町は１７の実践項目で恵まれた環境に置かれていると思われます。そこで、以上の観点から、本町の対応として、現在の進捗度と課題項目への取組成果や問題解消に向けた本町全体で各課の対応について問います。縦割りから各課での対応については独自の方向性がありますが、本町全体としての課題項目では相乗効果とトレードオフの関係が生じます。各課答弁と全体としての回答を町長から願います。また、ＳＤＧｓ対応の一例として、庁舎発送の窓付き封筒の使用について問います。

１点目、各課の進捗と課題は。

２点目、本町の達成見込み年は。

３点目、窓付き封筒の対応は。

以上です。

○議長（竹内薫君）　石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君）　では、順にお答えをさせていただきます。

私からは、総務課とまた議会事務局の状況について報告をいたします。

総務課では、令和４年度に男女共同参画計画の策定を行うように予算を計上させていただいております。これによりまして目標の５「ジェンダーの平等」、あるいは１０「人や国の不平等をなくそう」に向けて進んでまいります。そのほか、防災や防犯、地域社会、コミュニティ、行財政運営などにおいて目標の１１「住み続けられるまちづくり」を達成できるように努力してまいりたいと考えております。

また、議会事務局では、作成している書類等の紙資源を必要最小限とし、係る経費の削減や業務の効率化に取り組んでまいります。

今後も目標を意識しながら、日々業務を行ってまいりたいというようなことでございます。議員の皆様の取組にもよろしくご協力をお願いいたします。

○議長（竹内薫君）　野村企画課長。

○企画課長（野村博君）　企画課からの答弁とさせていただきます。

企画課所管では、住み続けられまちづくりをはじめとして、ほかの目標とも併せて取組を進めております。多世代にわたって利用していただける都市公園の整備、地域のコミュニティの活性化を図るための自治会への支援、住環境を守るための空き家の除去、公共交通の維持等々がございますが、令和４年度には新たに地域おこし協力隊の協力を得て地域の活性化を図り、また広報たがではカラーページを増やし、大切な情報を提供するなどの目標に向かった取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（竹内薫君）　林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君）　福祉保健課におきましては、子どもから高齢者まで全ての世代への健康づくり活動の推進に取り組んでおります。また、生活困窮者への支援の取

組として、関係課とともに定期的に会議を開催し、情報共有した上で、福祉の立場からの支援に取り組んでいます。今後は、更に支え合い助け合えるまちづくりに向け、取り組む必要があると考えております。

以上です。

○議長（竹内薫君）　岡田税務住民課長。

○税務住民課長（岡田伊久人君）　税務住民課では、マイナンバーカード取得促進に努めており、ワンストップサービスの提供を進め、オンライン等による電子納税についても取り組んでいるところです。

以上でございます。

○議長（竹内薫君）　藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君）　地域整備課からは、昨今の異常気象による道路、河川への被害が多発しており、生活基盤が脅かされる中、地域との連携をより深めることにより、気候等の突発的な変化への対応力を強化していきたいと考えており、今後、住民パワーを発揮していただける条件整備に取り組んでいきたいと考えている次第でございます。

以上です。

○議長（竹内薫君）　飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君）　産業環境課では、現在、第２期多賀町環境基本計画の策定を行っており、本計画では現状と課題を明確にし、生活環境、農業、林業、商工、観光等の各分野と連携を図りながら、環境に配慮した取組を計画に取り入れております。

以上でございます。

○議長（竹内薫君）　奥川会計管理者。

○会計管理者（奥川明子君）　会計室では、ほぼ全ての支払いを口座振込に変更しています。また、来年度より窓口でのキャッシュレス決裁を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（竹内薫君）　吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田克君）　学校教育課所管におきましては、目標４「質の高い教育をみんなに」に向け、教育課程を編成し教育活動の充実に取り組んでいるところです。現在、町内の各学校では、地域に進んで関わり、地域の課題を見つけ、自分たちにはどのようなことができるのかを考える活動にも取り組んでおり、今後もＳＤＧｓの視点から日頃の学習活動を見直し、目標の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹内薫君）　本多教育総務課長。

○教育総務課長（本多正浩君）　教育総務課所管では、１の「貧困」、３の「健康福祉」、４の「教育」、５の「ジェンダー平等」が主な項目になると考えております。多賀町の

子どもたち一人一人の個性を大事にしながら健やかに成長できるよう支援、取組を進めていきたいと考えております。

○議長（竹内薫君）　大岡生涯学習課長。

○生涯学習課長（大岡まゆみ君）　生涯学習課です。あらゆる年齢層が問題解決に向けて生涯にわたって学ぶことは、持続可能な社会をつくるために不可欠なものであると考えます。生涯学習課では、今年度策定される第２次生涯学習推進計画で、ＳＤＧｓ目標の４「質の高い教育をみんなに」の達成に向け、学校で行われる教育課程以外でも子どもからお年寄りまであらゆる年代、誰もが生涯にわたって学ぶための環境を充実させること、また機会の拡充に向けた内容を示しております。令和４年度からは計画の実践に向け取り組んでまいります。

以上です。

○議長（竹内薫君）　久保町長。

○町長（久保久良君）　それでは私からご質問にお答えします。

ＳＤＧｓは、政府が２０１６年に定めた持続可能な開発目標実施指針では、２０３０年を目標年限とするＳＤＧｓの達成に向けた地方自治体の果たすべき役割として、地方自治体の各種計画の策定に当たってはＳＤＧｓの要素を最大限に反映することが奨励されております。

また、２０１９年の改訂版において、地方自治体のＳＤＧｓの達成に向けた取組は、地域の人口減少、地域経済の縮小等の地域課題の解決に資するものとされ、ＳＤＧｓを原動力として地方創生の推進に取り組んでいるところであります。

本町では、議員もご承知のとおり、町の最上位計画である第６次多賀町総合計画を令和３年３月末に策定し、その計画においてはＳＤＧｓの要素を最大限に反映し、またＳＤＧｓの理念、持続可能な開発目標は、計画での町の将来像、輝く人、自然、歴史・文化で織りなす多賀の未来と真に合致するもので、本町でのＳＤＧｓの取組は第６次多賀町総合計画そのものであります。

まず１点目の各課の進捗と課題はについてでありますが、ただいま各課長から各所管での取組について答弁させていただいたとおりで、また計画に示されてない分野でも、日々の業務においてＳＤＧｓを念頭に置いて町行政を担っております。

議員のご質問の趣旨では、行政機関の問題点としては、縦割り行政が影響し、関連する項目、横のつながりが部、課、係で分断され、横の協力体制ができてないこととの課題を提示していただいておりますが、町の最上位計画を推進するに当たっては、町行政が横断的、一体となって取り組んでいることをご承知、ご理解を頂きたいと思います。

第６次多賀町総合計画、地方創生の推進がＳＤＧｓの達成に寄与するものと考えており、当町でのＳＤＧｓの取組は始まったばかりでありますが、目標の達成に向け、一歩一歩着実に取組を進めてまいります。

次に、本町の達成見込み年についてであります。

第６次多賀町総合計画は、令和３年、２０２１年に策定し、計画の目標年はＳＤＧｓの目標年限２０３０年と同じ時期で、１０年間の計画であります。この１０年間の基本構想を基軸とし、５年ごとの基本計画、また３年計画の実施計画をもって絶えずローリング検証を行います。

基本計画の進行管理では、計画策定、実施、検証・評価、改善・見直しを行い、結果を計画策定に反映させるＰＤＣＡを用い、実施計画では毎年、外部委員であります多賀町行政改革推進委員会に諮り、ご意見を伺いつつ、ＳＤＧｓを反映した第６次多賀町総合計画の目標の達成に努めてまいります。

最後に、窓付き封筒の対応についてでありますが、窓付き封筒は現在も使用しております。使用せざるを得ない理由は、住民の皆様に関係書類を発送する際に、行政としては送り先と同封する書類に間違いがあってはならない、特に個人情報に関する件での間違いがあれば、その責任は重大であり、大きな事件となります。

このような事件が発生した場合、報道でも大きく取り上げていることは議員もご承知のとおりであると思います。安に間違いを起こさなければ良いとのお考えもあるかと思いますが、細心の注意、確認をするには相応の時間が必要であり、時を逸し、住民の皆様にご迷惑をおかけすること、また間違いを起こさない、抑制することも必要と考えております。

ＳＤＧｓの理念、環境、リサイクルの視点からのご質問の趣旨かと思いますが、町行政としては個人情報を守ることが当然の責務であり、また時間的、財政的なことも含めて検討する必要があると考えております。

ＳＤＧｓの取組は必要に応じて必要なものを選択し取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（竹内薫君）　木下議員。

○４番（木下茂樹君）　各課長、また町長の方から丁寧な回答を頂きまして、誠にありがとうございます。タイムリーな話にはなりますが、２月２８日に多賀小学校でＳＤＧｓをテーマに学習した１年間の成果という発表会がありました。そこに久保町長も出席されましたが、その出席されました小学校のＳＤＧｓに対する発表会、これをどのように見られましたか。

○議長（竹内薫君）　久保町長。

○町長（久保久良君）　ＳＤＧｓの６年生の学習、私と教育長、企画課長、３人で寄せていただきました。やはりしっかりとＳＤＧｓのことを勉強しておる姿がとても印象的でありました。教育長もおられますので、まだ教育長は一言もしゃべっておられませんので、そのときの感想を教育長の方にバトンタッチをして述べていただきたいと思います。

○議長（竹内薫君）　山中教育長。

○教育長（山中健一君）　木下議員のご質問にお答えします。

今申されましたように、町長とまた企画課長と多賀小学校のＳＤＧｓ、総合的な学習

の時間という時間でＳＤＧｓを勉強しておられるということで、ご承知のように、総合学習というのは自ら課題を見つけて、そして主体的にいろいろ調べて考えていくという時間であります。いろんな教科の横断的な内容で行っている授業でございます。そこで、４人ぐらいずつのグループに分かれて発表していただきました。１つは、今日の答弁にもいろいろ出てますように、多賀のそういう豊かな自然、歴史、文化、そういうものをしっかりつないでいきたいということで、まず子どもたちは自分たちの住んでいる地域について勉強して、それを彼らは後輩である５年生以下の子どもたちにしっかりとつないでいきたいというふうな発表もしておられました。あるいは農業についても、多賀のお米のブランド化ということで、今、にこまるについて大変おいしいと。また学校給食でも使ってるというようなことでの、そういう多賀のお米についても農業に関しても調べてると。あるいは、安心・安全なまちづくり。そういうことで、自分たちの通学している通学路におけるいろんな安全・安心、そういうような取組とかについても発表されました。本当に教育の中でＳＤＧｓに取り組んでいくということで、子どもたちも積極的に取り組んでいってる。また、学校でも先生方がそういう指導に努めていただいているということで、大変心強く思ったところであります。今後も引き続いて各学校で進めていくと思います。

以上でございます。

○議長（竹内薫君）　木下議員。

○４番（木下茂樹君）　ありがとうございました。教育長からも子どもたちのＳＤＧｓに対する考え方、非常に嬉しく思いました。各課からの回答に関しましては、先ほど町長が言われましたように、第６次多賀町総合計画２８ページから３１ページまで書かれておりまして、その３０ページが各課の対応になってくると思います。それで、行政全てが何らかのＳＤＧｓに貢献してるというふうな解釈、実行力等、施策等に反映されてくるわけですから、ぜひとも２０３０年に向けて達成していただくために、ますます進めていっていただきたいというふうに思います。

それで先ほども言いましたけども、まち・ひと・しごと創生総合戦略での２１０の都市の中に、ぜひとも多賀町がもう手を挙げていただいて参加していただきたい。先ほども言いましたように、多賀町は自然環境、また山林、また川に関しましても、非常に川を海というふうに例えたら、全ての項目に該当してきます。また、今もありましたように、教育に関しましても非常に教養の高い町でもありますので、ぜひとも手を挙げていただいて、一層のＳＤＧｓの進展を目指していただきたいというふうに思いますけども、その点、町長いかがでしょうか。

○議長（竹内薫君）　久保町長。

○町長（久保久良君）　質問にお答えします。

先ほども答弁で申しましたように、第６次多賀町総合計画を地道に着実に実行していくことがＳＤＧｓの取組の推進につながると思いますので、しっかりと計画を計画どお

りに進めていく、そのことに尽きるのではないかと思っております。今言われるような宣言の問題以上に、やはりやる、実践する、せんより実践していくことが今は肝要ではないかと思ってます。

○議長（竹内薫君）　木下議員。

○４番（木下茂樹君）　ありがとうございます。言葉の中に、相乗効果とトレードオフというふうな文言を入れました。これに関しましては、相乗効果とは１つの課だけ、１つの政策だけが先行するのではなく、１つの政策から波状していって、ほかの政策にも乗っかって双方の効果が出てくるというようなことでもありますし、トレードオフとは、片方の１つの目標を達成に向けると１つのものがちょっと弱体化してくる、そういうふうな関係になると思います。難しいＳＤＧｓやとか相乗効果とトレードオフという言葉が並びますけども、実際、皆さん各課が行われてる施策そのものがＳＤＧｓに直結してるというふうに解釈していただきたいと思うところです。その点につきまして、副町長の方から総合的に何か思われることがありましたらお願いいたします。

○議長（竹内薫君）　小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君）　突然でございますけれども、私ども地方公共団体は、あくまでも地方自治法に基づいて行政を行っております。その本旨というのは、やはり地域住民の福祉の増進を図ることを基本としておりまして、その中で自主的かつ総合的に行政を行い、広範的なところでその役割を担っているというのが地方自治法による趣旨でございます。当然、そうなりますと、私どもは総合計画を１０年間立てて、それに基づいて住民の福祉の向上を図っていくという任務を負っているわけでございます。

　このＳＤＧｓにつきましては、あえてこの総合計画の中におきまして、それがどの項目に当たってるかということを住民の皆さんに分かりやすくお示しをするというものの趣旨で、今回の第６次多賀町総合計画は策定をいたしております。したがいまして、今後におきましては、月曜日の令和４年度の新年度予算の提案説明、また昨日、今日と一般質問における内容等も含めまして、これすなわち住民福祉の向上のために行っているものでありまして、その目的を達成するということは、イコール総合計画の進捗、また目標達成度と同様に、ＳＤＧｓの進捗、目標達成につながっていくものと思っております。それでよろしいでしょうかね。

○議長（竹内薫君）　木下議員。

○４番（木下茂樹君）　分かりやすい回答を頂きまして、ありがとうございます。これが皆さんといいますか、町民全体に伝わって、ＳＤＧｓは役場がやるだけ、会社がやるだけ、何とかのグループがやるだけというわけじゃなくて、最終的には個人個人が大なり小なりのＳＤＧｓを考えていったら全ての組織がうまくまとまっていくと思いますので、ぜひとも第６次多賀町総合計画等を推進していただいて、各課、各課長皆さんの今後のＳＤＧｓに対する考え方をぜひともお願いしたいというふうに思います。

　その中で、実はＳＤＧｓというのは、こういうふうなバッヂがあります。先日ＪＡに

行きましたら、事業部長クラスですか、それ以上は全てＳＤＧｓのバッヂを付けております。今、付けておられる方はこの庁舎の中には私だけかもわかりませんけども、ぜひとも我々が率先してやってるんだという証を、このバッヂを付けていただいてぜひとも推進していただきたいと思います。

３点目になりますけども、窓付き封筒でございます。庁内といいますか、各課が出されておられます使われております窓付き封筒は、全体でこれだけありました。最新のやつはコロナの関係ですのでこれは省かせていただいても、これだけの数があります。同じような大きさの封筒等で、各課が印刷されてあります。先ほど回答ありましたように、送り先と中身を確認するために窓付き封筒があるという形になりますけども、これによって、小っちゃいことですけども、外の封筒は再生の紙にリサイクルに出せます。しかし、ここの窓付きだけを切って可燃ごみに出すというのも、なかなか１つの作業として皆さんがさっとできるものではありません。少しでも宛先、内容等をチェックしながら送付するという意味は分かりますけども、ぜひとも改善できるところ、発送件数が少ないところに関しましては、窓付き封筒の整理、いやもう必要ないかなというふうな形があれば、ぜひとも改善していただきたいというふうに思います。小っちゃなＳＤＧｓに貢献していただきたいというふうに思いますけども、その点、総務課長いかがでしょうか。

○議長（竹内薫君）　石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君）　先ほど町長が申されましたように、まずミスを犯してはならないというようなことが非常に重要なことだと思っております。その中で、窓付き封筒はいろいろ課題があるというと、ご教授、教えていただいたわけでございますけれども、将来的にはもう当然それは企業の方でも同じように廃棄できるような封筒を考えられるとか、そういうようなことも十分可能性はあると思いますし、そういうような世間の動向と、今おっしゃってくれはったように数が少ないやつ、それはもう窓付き封筒を使わないとか、そういうようなことを併せて考えていきたいと思います。よろしかったでしょうか。

○議長（竹内薫君）　木下議員。

○４番（木下茂樹君）　ありがとうございました。みんなの小さいそういうふうな視点から、そういうつながりが最終的なＳＤＧｓにつながっていくというふうな解釈をしていただいて、町民の皆様にも、ごめんなさいね、こういうふうなこともＳＤＧｓでやっておりますのでと言っていただければ町民の方々もＳＤＧｓに対する理解が深まるのではないかと思いますので、今後ともＳＤＧｓに向けて一層の各課のご尽力のほどもよろしくお願いいたします。

続きまして大きな２問目になりますが、「孤立」を避ける除雪の再考をであります。

昨年１２月２６日からの豪雪は、数十年ぶりの積雪量となり、甚大な被害をもたらしました。被害を被られた方々にお見舞い申し上げます。

１２月２７日は月曜日で年末でもあり、師も走るのごとく、１年の計を迎える直前でもありました。前夜からの降雪は止むことなく降り積もり、翌日の朝には私の住む家の前の測定で１ｍ２０㎝に達しておりました。通常であれば、午前５時頃から町道の除雪が始まりますが、当日は除雪車の音も聞こえず、また国道を通行する車両も見受けられませんでした。国道３０６号線は多賀交差点から以遠の除雪ができず、行く人、来る人ができずに遮断となり孤立になっておりました。仕事が現役の方は、師走の多忙な時期に仕事にも行けず、影響は多岐にわたっております。

多賀町議会においても、令和３年第３回臨時会の開催日でもありました。事務局に、「除雪車が来ず、孤立で議会に出席できない」の旨、伝えたところ、「無理な登庁はせず、欠席受付とします。同様議員もおられます」とのことで、やむなく欠席となりました。前代未聞の欠席であったかと思われます。また、多賀清流の里への救急車も途中で引き帰る状況でもありました。

生活弱者は山間地ほど多く、まさに人命にかかわる事態が回避できず、基幹国道の除雪が２日もなかったこと、遅れることは、県、町の連携がいかに欠如していたか、リスクマネジメントができていなかったかを実証したと感じております。「以後、連携をして対応します」の回答であるなら、２日間も除雪しなかった連携不足を問いたいと思います。また、除雪出動の基準となる本町設置２か所、県設置２か所の積雪計の管理と設置位置に再考を願うところです。

以上の観点から、今回の対応と方向性について以下の見解を問います。

１点目、道路管理者（国・県・町）の除雪連携再考は。

２点目、積雪計位置の再考は。

３点目、孤立の最小限対策は。

以上です。

○議長（竹内薫君）　小菅副町長。

〔副町長　小菅俊二君　登壇〕

○副町長（小菅俊二君）　木下議員の「孤立」を避ける除雪の再考をについてお答えをいたしたいと思います。

昨年１２月２６日には最強の寒波となり、雪雲が連続して多賀町上空を通過したため、近年にない雪の降り方となりました。同日１０時３９分から翌日の１３時４９分まで大雪警報が発令される事態となっておりました。

国道３０６号の多賀交差点から大君ケ畑間では、業者による除雪を行っていたものの、大量の雪で作業が難航し、１車線分の除雪を全区間終えたのは１２月２７日の夜間となりました。このため、２７日は佐目、南後谷、ならびに大君ケ畑の除雪業者は受託路線にたどり着けずに２８日から再開をしたこととなっております。こうした状況から２日間除雪をしていなかったと受け取られている模様かと思っておりますけれども、国道３０６号の除雪は完了までに時間を要したものの、２日間も作業を行われていなかったと

いう事実は確認できておりません。土木事務所の方ではその間も除雪を懸命にやっていたということでございます。

それでは、１つ目のご質問の道路管理者の除雪連携再考はにつきましてお答えをいたします。国道、また県道、また町道の道路管理者間における除雪連携につきましては、今回の状況では除雪能力の限界を超えておりましたので、双方の受託業者に別路線の支援に回る余裕がなかったという状況でございました。現実的に県と町が連携できる状況とは、どちらかが作業のめどが付き余裕が生じたときであろうかなと思っておりますけれども、道路の積雪状況や交通状況につきましては県の情報収集の方針にもよりますけれども、リアルタイムでの情報連携を行うことが重要であるかと思います。そのためにはあらゆる媒体を活用していく、そうした方向も必要であるかなというふうに思っております。

２つ目のご質問の積雪計位置の再考はについてでございますけれども、現在、国道３０６号の受託業者は、佐目集落内に設置された積雪計のデータから規定の積雪量に到達したことを確認して作業開始の判断をしております。ただし、町道の受託業者につきましては、佐目、南後谷区はメール配信システムの関係から、仏ケ後の積雪計のデータを確認して、現状と乖離する場合があるため、佐目の積雪計データを引用できないか検討いたします。

３つ目のご質問の「孤立」の最小限対策はにつきましてですけれども、今回このような豪雪が頻繁に起こるということは考えにくいところでございますけれども、湖東土木事務所に確認したところ、当該区間の受託業者では豪雪地帯で活躍するラッセル除雪車の導入を行ったという、そういう情報も得ておりまして、今後の除雪能力の改善が見込めるものと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君）　木下議員。

○４番（木下茂樹君）　３０６号の通行不可の状況を詳しく説明していただきまして、ありがとうございます。ただ、私が言葉が過ぎたかもわかりませんけども、その過ぎた原因としては、通行不可、イコール除雪してないに等しいということでございます。結局は孤立してたということですので、その孤立というものは、「結果的にはやろうとしてたけどもできなかったんです」という言い方もできますけども、「してなかったやん」というふうな結果論にもなりますので、その点だけ言葉が過ぎたかもわかりませんけども、ご理解いただきたいというふうに思います。

これもタイムリーな話かもわかりませんけども、この一般質問を提出した日には滋賀県の県議会がありまして、その日の夜のダイジェストで彦根・犬上選出議員の一般質問で、大雪の対策についてという質問の中で、「１２月２６日は朝からの積雪で特に彦根市は線状降水帯となり、国道をはじめ道路は通行不能が相次いだ」との質問に対し、江島副知事の答弁は、「国道８号、国道３０７号などは通行止めになった」との答弁。国

道８号、国道３０７号は確かに主要な国道かもしれませんが、通行止めと除雪をできなかった孤立とは意味が違います。私は副知事の答弁に非常に強い憤りを感じました。多賀交差点から敏満寺にかけての８００ｍは上りで危険性も高く、通行止めになった説明はありましたが、多賀交差点から除雪をしないでの３０６号は孤立であり、沿線には高齢者施設である多賀清流の里も孤立、救急車の救急救命要請がなかったことが幸運でもあったかもしれません。もし生命に関わっているとしたらぞっとする事態になります。その除雪が遅れたというか、しなかったことと、人命をどのように判断しておられるのか、私は副知事に問いたいと思いました。そこで、町長、県議会での副知事のこの答弁に対して、全てご存じじゃないかもわかりませんけども、もし感じることがありましたら答弁をお願いします。

○議長（竹内薫君）　久保町長。

○町長（久保久良君）　お答えします。

ただいまの副知事の県議会での答弁されている内容をお伝えいただきました。木下議員おっしゃるとおりであると思っております。多賀町としても、本当に皆さんにこのような、今回、多賀町全体で本当に除雪がままならない状況でありましたので、町民の皆さんに会う度に申し訳ありませんでしたというおわびの言葉を皆さんにお伝えをしておりました。特に大佐谷の皆さんに、本当に迷惑を一番おかけしたと思っております。本当に申し訳なく思っております。そのことも県の方が国道を管理しておりますので、湖東土木事務所、電話でなく直接彦根まで出向いて所長に、今回の状況について、除雪が行き届かなかったということに対して町としても強く抗議を申し入れました。所長も、今後もう二度とこのようなことがあってはならないということをかなり平身低頭でおわびもされておられました。今後、１ｍ５０㎝積もるような、本当にもう５０年に一度、百年に一度のような状況で豪雪のような状況だったかもわかりませんけど、この異常気象のような今の日本の天候の状況でありますので、またいつそのような状況になるとは分からないと思いますので、町としても県にも強く、町内だけの除雪というといろいろと語弊もありますので、この湖東地域全体の除雪を県としてもしっかりと除雪がスムーズに行くようにお願いをしたいと。そしてもう一つ、やっぱりこういうときになると、公の力だけでなく、自助、共助、やっぱり皆さんにもお願いしながら除雪対応に当たっていく必要があるんかなと思っておりますので、議員の皆さんのご協力もどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君）　木下議員。

○４番（木下茂樹君）　ありがとうございました。先ほど言いましたように、別に公助だけを期待しているわけでもなく、限りなく高齢化の中でも自助、共助を主にしていかなければならないということは十分感じております。別に副知事が憎くて言うわけじゃないんですけども、ふと北海道の今の鈴木知事が夕張の市長をされたときにされた計画をふと思いまして、知事の本音ではないと思いますけども、「多賀の山奥で除雪費もたく

さんかかります。高齢化で福祉にもたくさんお金がかかります。そんな状態なら大津のまちまで皆さん出てきませんか」というスマートタウン化であります。そういうようなことを、そういうふうな議会での回答に私は受けてしまったんです。変な解釈かもわかりませんけども、そうなってくると非常に県と市町がぎくしゃくしますので、これ以上は申しませんけども、何か今回の除雪のことを鑑みますと、副知事は３０６号、３０７号はどこが始点なのかというのも分かっておられるんかなというふうなことも感じた次第であります。

先ほども積雪計のことでお尋ねしましたけども、大君ケ畑の積雪計、これは場所が前の小学校の端っこにありまして、非常に風の良く当たるところです。またすぐ横が川になっておりますので、川からの温度で積雪計に実際との乖離があって、非常に低く表示されます。そこら辺を限りなく県の方に言っていただいて、まともな積雪が図れる、正直な積雪計であってほしいと思いますが、その点、以前にも私、個人的には地域整備課の方でお伺いしたんですけども、それが伝わってなかったのかと思いますけども、その点、地域整備課長、いかがでしょうか。

〇議長（竹内薫君）　藤本地域整備課長。

〇地域整備課長（藤本一之君）　ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

大君ケ畑の積雪計について、特別大きな誤差、トラブル等でこの冬の間に除雪の作業に影響を及ぼしたというようなことは、大君ケ畑に関してはですが、私は感じてはおりません。ほとんど除雪をしてたような状況でしたので、その積雪計のデータ以上に業者は動いてたような状況でございますので、私が感じなかっただけかもわかりませんけども、今ほどおっしゃっていただきましたのはどちらかと言うと佐目の集落です。佐目の集落の除雪の基準が、今まで町は仏ケ後の基準を使っていました。県の方に確認しましたら、県で基準にされてるのは国道３０６号と多賀永源寺線の交差点のところ、りんり園ですかね。あの辺りを多分示してるんですけども、あの辺りに積雪計があるというふうに表示はされてます。佐目の積雪計というのはそこになるんですけど、そのデータを県の除雪は基準にして業者が動いているというふうにお聞きしました。

今回の議員おっしゃっておられてます１２月２７日の朝の午前５時ですが、記録を見ますと、その日の朝５時は７８㎝という記録になってございます。ずっと年末にかけての積雪計のデータを頂いてまいりましたが、特段おかしな数値は出ていないようには思っております。我々もできれば集落に近い方のデータを使った方がより正確ですし、大君ケ畑に関して言えば、大君ケ畑の集落内ですので、そんなに誤差が生じているようには思わないですけども、佐目につきましては、大君ケ畑のデータは今まで使うわけにはいかないというふうに思ってましたので仏ケ後のデータを使ってましたけども、今後、佐目のデータを使えないかということを検討していきたいと思っております。大君ケ畑については、もし不具合があるようでしたら、またお知らせいただいたらと思います。

以上です。

○議長（竹内薫君）　木下議員。

○４番（木下茂樹君）　ありがとうございます。ただ、大君ケ畑の積雪計は町が設置したわけでもなし県の設置というふうに聞いておりますので、やはり限りなく正確な積雪計であってほしいと思いますので、またその点を県の方に言っていただいて、正直な本来の積雪量を表示できる積雪計の位置でお願いしますというふうに県の方にもお願いできませんでしょうか。

それと、今回３０６号で私が感じてることは、３０６号、特に佐目、後谷、大君ケ畑に関しましては、今、佐目の積雪計がありましたけども、あそこから大君ケ畑寄りのところには、脇道、逃げ道がありません。道路１本しかありません。ですから、その１本が通行不可になってしまうと、結局、孤立という形になりますので、そのほかの自然災害、台風とか、例えば倒木による電線の切断とかいうのも含めまして、逃げ道が１方向しかありませんので、その点を十分理解していただいて災害等の復旧に尽力していただきたいというふうに思います。その点、課長、もう一度再確認させていただきたいんですが。

○議長（竹内薫君）　藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君）　ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

町の除雪業者が、佐目の集落内に１社と大君ケ畑に１社配置しております。それぞれの業者の除雪の作業の記録を見ておりますと、２６日には出動しております。２７日は出動記録がありません。この日は確かに議員おっしゃられるように、通行ができなくてたどり着けなかったんではないかというふうに思っております。２８日につきましては、早朝、朝の早い時間から除雪に係っております。ですので、２８日には大君ケ畑も含めて町の除雪業者が作業に入っております。ですので、２７日の１日については確かに大君ケ畑に明和建設、県の業者ですけど、行っておりましたが、おっしゃられるように全線一気に雪を一瞬でなくすわけにはいきませんので、大君ケ畑までたどり着いて、大君ケ畑の除雪作業を終えて帰ってくるのが夜になってしまったというような状況で、昼間の間に相当雪が降っておりましたので、除雪した後もまたすぐ雪が積もったような状況で通行不能というふうに思われたということだと思っております。県の方には確認は一応しましたので、作業自体は出ていたという状況は確認をさせていただきました。

それともう１点、緊急車両が引き返したというお話を頂いております。これも非常に深刻な問題というふうに受け止めておりますので、うちの総務課の方から犬上分署の方に、緊急車両が出動して引き返したという記録があるのかというのを確認させていただきました。緊急車両、年末から正月にかけての間に佐目に向かって２回出ておられます。いずれも１２月２９日に１台は個人宅、１台は清流の里です。いずれも任務を果たして帰られたということで、途中で引き返したということはないというふうに言われております。ですので、もしそのようなことがあればすぐさま連絡をするというふうに犬上分署の方は言われておりましたので、たどり着けずに引き返したということはないという

ふうには言われておりました。

以上です。

○議長（竹内薫君）　木下議員。

○４番（木下茂樹君）　ありがとうございます。私も救急車が引き返したというのは１人の職員から聞いたんですが、何日の何時頃とかそういうようなことも聞かなかったもんで、ただ引き返した引き返したというふうにしか聞かなかったもんで、証拠もなく言ったことがえらいご迷惑をおかけいたしました。

それでもう１点、県議会の中で土木交通部長が、今回の積雪の関係で、「今までは県と市町の除雪の管理区分があったけども、今回のような積雪の場合にはその区分を県、市町と意思疎通を行い、除雪には臨機応変に相互が補完できるように協議したい」というふうにおっしゃってましたけども、その点、多賀町の方には打診はあったでしょうか。

○議長（竹内薫君）　藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君）　ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

土木事務所からは、去年の年末も、１８、１９の雪のときに、倒木等で停電とか通行止めが非常に多かった後に、関係者を寄せて打合せ会議がありました。また、今回もこのような雪によってまたいろんなトラブル等が発生しますし、連携等も必要になってくることによって、また定期的にそういう打合せ会議はするというふうには言われております。ただ、連携といいますのも、先ほど副町長からもお話しさせていただきましたが、非常にもうみんながそれぞれが業者がもう手いっぱいで動いている状態で助け合いというのはなかなか難しいです。ですので、湖東土木に聞きましても、業者委託につきましても、それぞれの路線を張り付けておりますけど、余裕の出てきた路線の業者は、例えば３０７号が必要であればそちらの応援を行くというような作業の契約をしているというふうに聞いております。なかなか町の方でそこへ助けに行けるほど町も今ゆとりがない状況でございますので、なかなか連携と言われましても難しいです。ですので、今回の３０７号の状況は、本来かくべき業者が明和建設ですけど、除雪をされてて、そこへまだ多賀醒ヶ井線、芹谷の方へ行ってる業者の応援に行ったというふうに聞いております。それで、最終２車線確保するように除雪をやったというように聞いておりますので、なかなか町も連携というのは、当然、助け合いというのは必要ですけど、なかなかゆとりは持てないので、県の業者の方が非常に余裕があるという状況でしたので、そういうような助け合いはされると思います。連携はこれからも取っていくことは間違いないんですけど、なかなかそういう一生懸命やってる状態のところでは難しい作業になるかなと思ってはおります。

○議長（竹内薫君）　木下議員。

○４番（木下茂樹君）　ありがとうございました。雪だけが、今年だけが多いわけではありません。夏になりますとまた台風だとか、梅雨の前後にはまた大雨等が懸念されます。今回の雪の豪雪の関係を限りなく次にも繰り返さない、どこの集落であっても孤立をさ

さないということを大前提にぜひとも施策をしていただいて、県と密に連絡を取り合っていただいて、孤立にならないようによろしくお願いいたしまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（竹内薫君）　暫時休憩します。

再開は議場の時計で２時１５分とします。

（午後　２時００分　休憩）

（午後　２時１５分　再開）

○議長（竹内薫君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、２番、清水登久子議員の質問を許します。

２番、清水登久子議員。

〔２番議員　清水登久子君　登壇〕

○２番（清水登久子君）　２番、清水です。議長の許可を得ましたので、通告書に基づき質問をさせていただきます。

まずその前に、昨年３月の定例会での質問をした庁舎内のエレベーターの誘導の表示について、どんとそびえたつ階段にすぐ目に付くところの案内矢印を追うと、右に大きく見やすい案内板、これで２階、３階への移動が楽になり、利用される方にとっても嬉しいことです。また、土曜日の学童保育の件についても質問いたしましたが、前向きに検討されるということでしたのでありがたく思っていましたが、早速４月からの開始になり、喜んでおられる保護者の方もたくさんおられると思います。ありがとうございました。一応一言だけお礼を言いたいと思いました。

さて、本題のエンディングノートについてなんですが、エンディングノートとは何ぞやという方もたくさんおられると思います。エンディングノートは、人生のしまいのための終活の一つとして断捨離とともに、将来に関心を持つ自分の老後、死にに行くためのノートを作るということなんです。エンゲージノートというと嬉しいことですけど、エンディングノートはあんまり嬉しくないことかもしれません。

本題なんですが、エンディングノートについてお話を聞いてください。

多賀町でも高齢者の割合が多くなり、これからの人生に不安を感じている人、また若い人は両親の老後の生活支援についてどうしたらいいかいろいろと考えられておられると思います。自分がこれからどんな死を迎えたいか、話すことは難しいと思います。死は誰もが遅かれ早かれやってきます。自分が認知症をわずらったらどうしよう、また延命治療をしてほしいかとか、話すことはあっても、いざその場面になると自分では意思表示ができないかもしれません。しかし、文章で残しておくと気が楽になると思われます。お葬式とか、死んだらこうしてほしいとか、写真はこれを使ってほしいなどと、いろいろと事前に準備をしておけば親も子も安心できると思います。遺言書を書くのはいろいろと難しいことはありますが、エンディングノートに思いを書き、これからの人

生に心のゆとりを見つけたらいいかと思いました。

このエンディングノートは他の市町村でも取り組まれていて、ノートを全戸に配布されているというところもいくつかあります。多賀町でも以前から命のバトンという緊急連絡先を冷蔵庫とかに貼っているという取組をされていると以前にお聞きしたことがありました。それは、緊急時に連絡がつき役立つという取組です。しかし、その後のことについて、本人の意思表示の手助けとなるのはエンディングノートではないでしょうか。

エンディングノートは個人ではなく、一定の様式で作成すれば分かりやすいものとなり記入もしやすくなると思います。高齢者の独り暮らし、高齢者のみの世帯、別棟等の高齢者住宅の人に対しては民生委員の方々が見守り活動を行っていただいていることは承知していますが、このエンディングノートの内容まではなかなか踏み込めないと思います。

そこで、誰もが迎える最期のときに備え、安心して迎えられるように、地域やまちぐるみで取り組むのはどうでしょう。

エンディングノートの配布や取組について、町の考えはどうでしょうか。福祉保健課にお願いします。

○議長（竹内薫君）　林福祉保健課長。

〔福祉保健課長　林優子君　登壇〕

○福祉保健課長（林優子君）　清水議員からのご質問、エンディングノートの配布や取組について、町の考えはについてお答えいたします。

議員のご質問にもありましたように、エンディングノートを書いておくことは、万が一のときの延命治療や介護、葬儀など、家族が決断をしなければならない際に、家族の心理的負担の軽減につながることでしょう。

また、エンディングノートは、書く内容を自由に決められるのが最大の特徴です。普段はなかなか言葉にできないような感謝の気持ちや、家族や友達など大切な人に伝えたいメッセージなども書くことができます。思い出の写真を貼ったり、資料などを挟んでおくこともできます。

福祉保健課では、現在、生涯学習まちづくり出前講座に、「在宅医療・看取りについて」と、「もしバナゲームをしませんか？」の２つのメニューを設けており、これらの講座の中では共通して、安心して人生の最期を迎えられるように知っておきたい医療・介護のサービスや、元気なうちから準備できることなどについてお伝えしております。

エンディングノートは元気なうちから準備できることの１つであり、講座の中ではエンディングノートの意義や記載する内容など、簡単に紹介をさせていただくこともございます。

出前講座の実績については、ここ数年、老人クラブや福祉会から毎年２団体ほどの注文を頂いております。出前講座の受講者は後期高齢者が多いのが現状ですが、今後は年代層を前倒しし、壮年期の年代層にも関心を持っていただくような取組が必要だと考え

ています。なぜなら、エンディングノートが人生の最期の迎え方や万が一の準備にとどまることなく、ご自分が１年後、５年後、１０年後にどのように暮らしていたいのか、そのために自分ができること、取り組めることを考え、その実践の結果、１人でも多くの方に、ご自身も家族も満足の得られる最期を迎えていただきたいからです。

このような啓発はこれからますます重要であり、今回、清水議員が質問していただいたことをきっかけに、町民の皆さんにエンディングノートの認知度が高まり、人生の最期の迎え方について１人でも多くの方が感心を持っていただくことにつながれば大変ありがたいことと思います。

先ほども申しましたように、エンディングノートは書く内容を自由に決められるのが最大の特徴です。記載内容や様式などにとらわれることなく、その人らしい、自分の好きなように作成する良さがあります。また、書き記すことが目的ではなく、ノートに書き記されたことが家族の方など大切な方々と共有されていることが最も大切なことであります。

このようなことから、現時点では画一的なノートを作成し配布する計画には至っておりませんが、市販されているエンディングノートや先進的な取組の自治体で配布されているエンディングノートの内容について、資料を取り寄せ研究しているところでございます。

今後、啓発を進めていく中で、エンディングノートの紹介に取り組むに当たって、サンプル的なノートがある方が住民の皆様もイメージがしやすいと考えておりますので、出前講座の際には具体的にご紹介ができるように準備をしていきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（竹内薫君）　清水議員。

○２番（清水登久子君）　ありがとうございました。個人個人で自分の書きたいように書くというのもいいことなんですが、私は何で町がまとめてみんなに配ってほしいと言うかというと、空き家対策にもなるんですね。これ、独り暮らししておられて孤独死されたりするときに、そういうのが書いてあるのが分かれば、それを見て、ああこの人はこういうところに、この家はどうしたらいい、これはどうしたらいいというのがはっきり分かりますので、そういう意味でいいことかなと思います。それに、全員が民生委員とかそういうなんに、歳いった方の方がいいと思いますけど、若い人にはそんなん要らんわという人が多いかもしれませんけど、独り暮らしでなかっても老夫婦２人でも何でも、一応そういうなんにみんなにある程度配っていただければ、自分のことが書けるかなと思います。私、一応いろんなところのを調べてはみたんですけど、彦根市でもエンディングノートいうて、ひこにゃんの絵の描いたのとかでしておられますし、これは葬儀屋何かそんなんとのあれやさかいに、ちょっと宣伝っぽうなるのであんまり私は思わなかったですし、窓口に行かんともらえないとか、そういうのがありました。

そんなんじゃなくて、私の言いたかったのは、すごいいいなと思ったのが、ある市で

全戸配布をされたんですが、「ゆいノート」というのを作っておられたんです。この「ゆいノート」を市が全戸配布されてるんです。これの最初のページのところに、このノートの使い方というのが書いてるんです。それだけちょっと読ませていただきたいんですが、「このノートの記入については、ご家族や大切な人と話し合うきっかけにご活用ください。話し合うことによってご自身の人生観や価値観を周囲の人々が理解し、安心した生活が送れることにつながれば幸いです。このノートに記載した内容については、状況に応じて何度でも書き直すことができます。お誕生日など毎年決めた日に見直すのも良いでしょう。無理して書く必要はありません。全ての項目を埋めなければならないということも決してありません。書いた後は自分の思いを家族や関係の深い医療、介護従事者に伝えましょう。思いを共有していくことが大切です」。このノートの保管場所、「このノートは介護予防手帳やファイルなどにつづって保管してください。保管所を誰かに伝えておくと安心ですが、個人情報ですので取扱いには十分注意し、信頼できる人のみに伝えることをお勧めします」と書いてるんです。これ読んで思いました。何か優しい感じがしたんで、ああこれはいいなと思ったんです。民生委員にいろいろ頼んだりしてするにしても、何ページにはどういうことが載ってるというのをある程度分かると思います。だから、そのページをみんな覚えといていただいて、個人情報ではあっても、もしものときだけでも見られる、そういうなんが一番いいかと思ったので、できたら多賀町でもこういうことをやっていただいたら孤独死も防げますし、空き家対策にもなりますし、そんなに対して金はかからんと思いますので、できたらお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（竹内薫君）　林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

清水議員が今おっしゃられた内容のことは十分に理解をしております。清水議員の思いもすごく伝わってきました。ただし、先ほど答弁で申し上げたとおり、多賀町の場合、エンディングノートがどういうものかとか、それがどういうふうな意義があるのかというようなこととかも少し、まずはエンディングノートについてとか自分の最期についてということを考えるという機会を得てから次のエンディングノートに取り組むという辺りの準備段階が要るのかなというふうに、今の状態では考えております。書きたい方、書ける方につきましては進んでエンディングノートに取り組んでいただいたらいいわけですけども、全戸というふうになりますと、先ほど議員もおっしゃられたように、皆さんがそれを必要と感じておられれば有効活用になりますけれども、配布したところでそれが有効活用にならないとやっぱり資源の無駄にもなりますので、そこら辺は私どもも慎重に丁寧にやっていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（竹内薫君）　清水議員。

○２番（清水登久子君）　多賀町でもいろんなことで取り組んでいただいているのでありがたいとは思うんですが、やっぱりこういうなんはまず配ってというか、配布して、その後に「こういう使い方をするんだよ」と言うてもらえば、まだ実感がわきますが、全然それもなくて、「エンディングノートがありますよ」、「こんなんがありますよ」、「あんなんがありますよ」言うだけでは分からないと思いますし、しかも自分で買いなさいというのは、あれ結構高いんですよ。いろんな書き方のルートとか何やいっぱい書いてあって、それを見てるとすごく何か書く気がしまいにしないような感じになってしもて、もう買うはいいけどしまっとことという形になりますので、一旦、逆に言うたら皆さんに配って、ある程度、さっき言うてたように二人暮らしの人とか、独り暮らしの人とか、そういうほんまに後々のことを考えたら確実に独居老人というか、そういう方のところには特にしといてもらったら、誰に連絡するとかそんなんもなしにいけると思いますし、できるだけ本当は早く取り組んでいただいて、孤独死とか空き家、今もいくつか空き家問題で、あとどうするんやというところがいっぱい問題になってますが、それが防げるのではないかと思いますので、本当はもう絶対作ってくださいと私は言いたいんです。もうこんなんやさかい、あんなんやさかいやなしに、まず作って、これをこういうふうに使いなさいと、有効活用、こういうふうにするんやということを皆さん教えてあげるという形で、民生委員とかそういうような方を通じてでも言うていただくとか、サークルみたいに誰か集めて、そういう講座みたいなんをつくって、こういうノートを作りましょうという、そういうふうなあれをしていただきたいと思います。

それと、この名前でもエンディングノートと言うたら気分が悪いと思いますので、この優しい「ゆいノート」とか、「これから」とか「未来」とか、そういうふうな名前で作っとかはるところもたくさんあるんです。そういうなんをもうちょっと考えていただいて、「安心ノート」とか、いくつか見たらええ名前が書いてたなと思うのは、「安心ノート」とか「未来ノート」、「私の終活」とか、「私と家族の安心ノート」とか、そういう名前のがあるんです。「私の足あと」とか、そういうネーミングが付けられてて、ちょっと付けてみたいなと思うような感じのがありますので、ぜひとも検討していただいて、早急に配布をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。要望でええのかな。もう答えをもらおう思うても、持ちませんという形で言うてはるので、そういう意味では無理かもしれませんけど、そういう意味ですので、初めに先に配る、そっちの方を考えていただくのはどうでしょうかね。それだけもう１回聞きたいですね。いかがですか、町長、そういうことは。課としては無理かなと言うてはるんですが、町として絶対有意義なことなんで。

○議長（竹内薫君）　久保町長。

○町長（久保久良君）　今、課長が申し上げたとおりであります。

○議長（竹内薫君）　清水議員。

○２番（清水登久子君）　えらいあっさり言うてくれはって、ありがとうございます。そ

れでも本当にあれ、空き家とか全然後継ぎとかそういうなんない場合やったら、町が負担せんならんですよね、最終的に取り壊したりするの。そういうことですよね。違いますか。町とかそういうなんの行政のあれで、行政執行とかやるのがあるでしょう。そういう場合も出てくるんですよね。

〔「限られてる」の声あり〕

○２番（清水登久子君）　限られててもありますよね。ないことはないですね。そういう場合やったら、その土地はどうなる、ほれどれはどうなると、最終そういう問題も出てきますので、絶対これは悪いことではないと思いますので、ぜひとも考えてほしいと思います。今言うたとおり、課長が言うたとおりとしか、そういうお返事しか頂けませんのでしょうがないと思いますので、これで終わらせていただいて、副町長、何かありますか。

○議長（竹内薫君）　小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君）　私の所感ですけれども、例えばこのノートにつきましては、清水議員のように大変理解のある人が全てであればいいんですけれども、高齢になってきますと、どうしてもやはり心配の種がいくつもございます。そこへあえて行政からこういうノートを配布することによって、もう自分の人生がこれで終わりなのかというようなそういう感情を持たれる方もおられると思うんですよ。一律に皆さんが老後を楽しくエンディングまでに楽しく過ごそう、書いといて楽しく過ごそうという方がおられればこれにこしたことはないんですけれども、住民の中にはやはり悲観的に物事を考えられる方もたくさんおられるかと思います。どうしても高齢になると心配をしてしまうという。だから、行政が一律にそれを配布するということはなかなか難しい、困難かなと思います。そういう点で、先ほどから課長が、やはりこの熟度を高めていくということをまず前提にやっていかないと大変な批判に思われる方もおられますし、やるとすれば窓口に置いておく、そういう自ら勉強して関心を持たれた方が窓口へ取りに来られるとか、誰かに取りに行ってちょうだいなというような、そういう体制からスタートをすれば、何とかそういう思いも徐々に伝わっていくのかなというふうに思います。

○議長（竹内薫君）　清水議員。

○２番（清水登久子君）　ありがとうございます。参考になりました。私が勝手に先走りをしてるところが確かにありますが、でもこれ、ここしばらくしてものすごく増えてるんですよ。あちこちの町とか市でも、この「ゆいノート」は佐渡市なんですけど、全戸配布されてるんです。そういうところもありますし、彦根市の場合は窓口へ行ったら当たるというそういう形にされてるんですけども、やっぱり自分の死に方というのはある程度はもう歳いったら考えんならんと思いますので、悲観的とか悩んではるんやったら、こういうのを見せてあげて、「こういうことを書いといたらわ」とか、「要るところだけ書いたらわ」とか、そういうふうに気楽に、そんなこと絶対書かなあかんとか、そういう形、「役場から来た、これは絶対に書かなあかん」、そんなんじゃないので、もうちょ

っと緩く考えてもらって渡されたらいいかなと思います。一番最初に言うてる私が、こんなん全部書けるかいうたらよう書けませんし、ある程度それでもこういうなん見てると、こういうところに写真を貼りましょうとか書いてあったら、葬式のときの写真かなとか、そんなん考えもってするのもある程度面白いかもしれませんし、やっぱりもうちょっと前向きに考えていただきたいと思います。ただ、みんなに周知してから周知してからというたら、いつになるか分からんです。みんなに届くまでどんだけかかるかいうたらすごいかかると思います。そんなんひと月や二月で１年、２年ではできません。でなしに、もうこれは即に作って、こういうなんを配って、「書き方分からなんだら教えたるで。こういうなんをみんなで書こうな」とか、そういうなんがいいことかと私は思います。それだけの気持ちですので、先走りと言われればそれまでかもしれませんが、できたらこういうノートを作ってほしいと思います。これは要望です。後は何も言いません、それ以外。できたらよろしくお願いします。

〇議長（竹内薫君）　久保町長。

〇町長（久保久良君）　私、課長の答弁のとおりと言いましたけど、私考えるには、やっぱりエンディングノートよりも、いつまで経っても、８０歳になっても９０歳になっても前向きで生きていこうということをノートに付ける、今、９０歳近うなっても、まだ１反、２反の農業をやって、そして全国の表彰を目指そうとしてる方もおられますんで、やっぱりそういう生き方が僕、大事かなと。こういうようなノートを、今度はこうやって頑張るんやと。９０歳になっても、やはりそういうふうなノートやったら皆さんにお渡しして、みんながこれ見たら元気づけられる、そのようなノートの方が私は必要かなと今思いました。

〇議長（竹内薫君）　清水議員。

〇２番（清水登久子君）　ありがとうございます。もう終わろうと思うたんですけど、今お話を聞かせていただきまして、これからというのは分かりますけど、ここに書いてるこの「ゆいノート」の分では、別に死んだら死んだらだけじゃないんですよ。こういうことをして生きてきました、こういうことをしましょう、まだこれからこうしましょういうて書いてるんです。そういう意味で、すごいいいあれだなと思ったんで、これからしたいこととかそういうなんも全部書いてる。ただ、最終的に死んだらこうなりますよということを言いたいだけなんで、元気で生きていけたら一番いいとは思います。ただ、こういうのをしといたら一応安心ですよと言いたかっただけなんで。

以上です。ありがとうございました。

〇議長（竹内薫君）　次に、１１番、川岸真喜議員の質問を許します。

１１番、川岸真喜議員。

〔１１番議員　川岸真喜君　登壇〕

〇１１番（川岸真喜君）　議長の許可を頂きましたので、今回、３つの質問をさせていただきます。

まず１つ目、新型コロナウイルスワクチン接種について質問をさせていただきます。

まず１つ目、１８歳以上の３回目接種（ブースター接種）が始まりました。感染予防効果を増幅させるための接種であります。対象者は１回目と２回目の接種をした人となっております。住民の皆さんの中には、ワクチンが未接種の方もおられます。打たない、打てない、悩んでいるなど、事情は様々であります。未接種の方の割合と人数について伺います。また、未接種の方が新たに１回目、２回目の接種を希望した場合、対応していただけるのか。集団接種期間内、あるいはその期間後の個別接種などがあるのか、質問をいたします。

２つ目としまして、第６波は感染が急拡大しました。第５波のときと異なり保健所業務もひっ迫し、対応も変化していると聞いております。第５波までは積極的疫学調査と称して、保健所の職員が陽性者の自宅へ訪問し、感染ルートや濃厚接触者を特定するという対応が取られておりました。第６波においては、感染者の急増と保健所の人員では対応しきれず、疫学的調査の見直しが行われたというふうに聞いております。濃厚接触者の特定方法など、第６波において調査方法に変化はあったのかお伺いします。

３つ目、コロナ禍において、地域の高齢者に向けた福祉活動は、安否確認や声かけ、各自での体操や散歩など限られたものとなっています。未接種の方の中には、外出自粛や他人との接触に気を付けておられるケースもあります。運動や認知症予防など、これまでの活動ができなくなった影響が心配されるところです。体操や認知症予防など、町主体での取組の現状はどうか。また、今後の高齢者への福祉活動はどう検討されているのか。サロンなど福祉活動再開の条件などについて伺います。

○議長（竹内薫君）　林福祉保健課長。

〔福祉保健課長　林優子君　登壇〕

○福祉保健課長（林優子君）　川岸議員からのご質問、新型コロナウイルスワクチン接種についてのご質問にお答えいたします。

まず１点目の１回目、２回目の初回接種の未接種者の割合と人数ですが、令和４年２月末現在で未接種者は５１６人、割合は全対象者の７．７％です。未接種の方で今後接種を希望される方は、当町の集団接種での追加接種のスケジュールの中で１回目、２回目を接種していただくことができます。また、４月以降実施される予定の滋賀県北部広域ワクチン接種センターでも接種が可能ですが、ご希望の方はまず福祉保健課新型コロナウイルスワクチン接種推進チームにお問合せいただきますようお願いいたします。

次に２点目のご質問、第６波においての感染拡大による濃厚接触者の特定方法など、疫学的調査の見直しについてお答えいたします。保健所におきましては、第５波までは新型コロナウイルス感染症と診断された患者に対し、さらなる感染拡大防止のため、主に電話での行動履歴等聞き取り調査、いわゆる積極的疫学調査を行ってきました。しかしながら、川岸議員のご質問にもありましたとおり、第６波の急激な感染拡大により調査が追い付かない状態となり、このような中で当面の間、同居家族以外で患者の方から

の感染が疑われる濃厚接触者への連絡は患者ご本人にお願いするとともに、濃厚接触が疑われる方ご自身での検査をお願いするという方法に変更されています。

濃厚接触者とは、患者の感染期間に手で触れることができる距離でマスクなどなしで１５分以上接触があった人や、マスクを外して過ごす同居家族などが該当します。ただし、学校や保育園、および高齢者施設などにつきましては、施設での感染者や職員からの聞き取りによって施設管理者が濃厚接触者の判断をすることになっています。また、施設等での感染以外の濃厚接触者の方は、直接、ネットや電話で行政検査を申込み検査を受けていただく流れになっています。よって、現在、保健所が把握しているのは、感染者の同居家族の濃厚接触者までといった状況でございます。

次に３点目の質問にお答えいたします。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、特に高齢者は重症化リスクが高いことから、外出の自粛や地域活動の自粛などにより、長い期間、自宅に閉じ籠もりがちとなり、その結果、運動不足から運動機能の低下、認知機能の低下など、いわゆるフレイルの状態に拍車がかかることが懸念され、実際に転倒されたり、認知症の進行にて介護状態となるケースも出ております。町主催の介護予防教室などは、昨年の緊急事態宣言の期間中はやむなく開催を見合わせましたが、その期間中は各教室の対象者にはスタッフが訪問し、自宅でできる体操や脳トレの資料等を配布し、電話や手紙で健康観察や相談を受けるなど、工夫して対応してまいりました。

緊急事態宣言解除後は、第６波の中でも高齢者の運動機能や認知機能の低下を防ぎ、地域や自宅での取組への効果を期待し、感染対策を徹底しながら、休止することなく事業に取り組んでおります。

地域における活動につきましては、公民館を毎週開放し少人数が自由に集う形での集いの場を設けたところ、また感染予防のために外で定期的に介護予防体操の場を設けたところ、ふれあいサロンなど集いの場の開催を中止された地域の中には、社会福祉協議会から定期的に提供される脳トレや介護予防体操の資料や手紙を持って訪問し安否確認をされたところなど、地域によってそれぞれ工夫して活動していただいておりましたが、第６波の感染拡大に加え、年末年始の積雪や道路の凍結等による高齢者の転倒リスクも加わり、冬場は高齢者のサロンなど人が集って行う福祉活動はますます困難な状況となっていました。

しかし、新型コロナウイルスワクチンの追加接種が進み、春になれば今後は感染対策とフレイル対策をしっかり両立させることが重要であり、地域での感染状況の適切な把握をし、今までと同じ方法ではなく活動規模や開催方法および内容等を工夫し、活動を進めていく必要があると考えています。

今後、各地域での老人クラブや福祉会等のリーダーの皆様が、地域での活動や取組を進めていくのに判断に困らないように、また安全にサロン活動などが運営していけるよう、福祉保健課や社会福祉協議会では随時ご相談に応じていきたいと考えております。また、各地域での工夫された取組事例などは、地域のリーダーを対象とした会議などで

情報提供できるよう努めてまいります。なお、地域ごとの特徴や強みなども生かしながら、コロナ禍でもフレイルに陥ることなく、また孤立、孤独に陥る高齢者が増えないよう、引き続き地域の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君）　川岸議員。

○１１番（川岸真喜君）　回答ありがとうございました。１つ目の未接種の人数については５１６人で全体の７．７％ということで、この人数の多い少ないについては、ドクターストップがかかっている人がおられたらそれはもう致し方ないことで、もうこの人数は致し方ない数字だというふうに思いますけれども、例えば悩んでいる方、何か思い込んでもう打たないんだという方もおられるかもしれません。この１８歳以上の方への接種は努力義務というふうに予防接種法にも上げられていますので、このワクチン接種を勧奨されるのか、積極的か消極的か分かりませんけれども、勧めるというアクションがあるのかどうか。この１回目、２回目未接種の方というのは、その１回目の案内しか届いていない状況ですので、その辺り、積極的か消極的か分かりませんけども、勧奨という、勧めるというアクションがあるのかどうかお聞きします。

○議長（竹内薫君）　林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

多賀町では１回目、２回目、去年の夏までに集団接種を実施してまいりましたが、一旦集団接種が終わった時点で未接種の方につきましては、改めて追加での接種日を設けましてご案内をさせていただきました。その後、まだそれでも未接種の方がおられましたので、合計２回追加の接種のご案内をさせていただいているところでございます。今回、３回目の接種におきましても、「まだ１回目打ててないんですが、打てるでしょうか」というようなご相談も実際電話で受けておりますので、その方には接種の希望があるのであればこのように受けてくださいというようなご案内をさせていただいているところです。あくまでも接種を受ける方、住民の希望によるものですので、接種券は１回目しか送ってませんけども、その後は２回ご案内をさせていただいておりますし、今も問合せがあれば接種できるような形で対応しているところでございます。

以上です。

○議長（竹内薫君）　川岸議員。

○１１番（川岸真喜君）　ありがとうございました。２回案内をしているということで、接種自体は任意ですので、様々な事情がおありだということだと思います。ただ、１回目、２回目受けた方でさえ感染することがあります。ブレイクスルー感染と言われています。何とか積極的に勧められなくても、少しでも多くの方に接種していただきたいと思っております。

また、交通の便などでためらっておられる方がおられるかもしれません。高齢者の会場からの移動支援、引き続き実施されているのかお聞きします。

○議長（竹内薫君）　林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君）　ただいまの質問にお答えいたします。

接種に来場される場合は、愛のりタクシーなどの手段しかない方でそれでお越しの方につきましては、接種後はこちらの方でタクシーを準備させていただきまして、接種後でありますので、停留所ではなく玄関の前までタクシーで送迎をさせていただくというような状況を今も続けております。

以上です。

○議長（竹内薫君）　川岸議員。

○１１番（川岸真喜君）　次に、保健所の疫学調査が見直されて、自分が濃厚接触者であるということも感染者の本人から伝わってこなければ分からない状況もあるというのが第６波の現状、これは全国的にそうであろうというふうに思います。濃厚接触者となった場合の自宅待機期間にも変化があったというふうに聞いておりますけれども、自宅待機期間、現在はどんな状況かお聞きします。

○議長（竹内薫君）　林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君）　ただいまの質問にお答えいたします。

今現時点では、感染が確認できた日から７日間となっております。以前は１０日間、２週間というふうにありましたけども、今は７日間となっております。

以上です。

○議長（竹内薫君）　川岸議員。

○１１番（川岸真喜君）　ありがとうございました。最後の高齢者の福祉活動についてですけれども、やはりコロナ禍で部屋の中で実施するお茶とお菓子でサロンをするということがもう敬遠される状況となってきております。介護予防教室が実施されてるということで、できるだけ本当にこの方には必要だという方を選んでいただいてフレイル対策に取り組んでいただきたいと思います。また、地域の福祉活動で何かいいアイデアがあれば、こういう活動がいいんじゃないかというふうに検討していただいて伝えていただきたいというふうに思っております。１つ目の質問については以上で終わらせていただきます。

次に２つ目の質問へ移らせていただきます。２つ目は、新ごみ処理場の建設と、指定ごみ袋の価格の平準化について質問をさせていただきます。

ある住民の方から、燃やすごみの指定ごみ袋の価格についてご意見を頂きました。他の市町とは異なる価格の設定がなされているという内容でありました。調べてみますと、平成１７年にごみ袋が３町で統一され有料化となりました。３０ℓで１０枚入り２００円、記名式であります。調べてみますと、彦根市は１０枚入りで１２１円、中部清掃組合は３０枚入りで２４５円、このごみ袋の有料化になる前は自由に袋を選んで捨てる方式でありました。有料化になり、記名をし、ごみの収集場所まで運ぶことで、捨てる人が責任を持つことにもなります。この間、ペットボトルなどの分別も進みました。コロ

ナが始まったのが２０１９年、中国の武漢で発見されたのが２０１９年なんですけれども、そのコロナ禍以降において、家で過ごす時間が増えたことで家庭ごみがどのように変化したかといいますと、２０２０年、２０２１年というふうに比較していきますと、２０１９年は6,３３５ｔ、２０２０年は6,４９７ｔ、２０２１年は6,４７８ｔとなり、コロナ禍以降で１４３ｔの家庭ごみが増えたこととなります。年間を通じてごみ袋の購入も増えることになります。

そこで、次の質問をいたします。

このごみ袋の価格設定は、減量化などの行政目的、ごみ削減の効果を狙ったものであろうというふうに推察されますが、資源回収や企業の脱プラごみの動きなど、これまでのごみについての様々な取組も加わり、当初に狙っていた効果はあったものと考えております。ごみ袋の価格を現在の価格から下げたからといって、ごみの量が増えるとも考えにくいのではないかと思います。ごみを所管している公益組合が、ごみ袋の売上げによる収入に頼っているとも考えにくいんではないかというふうに思います。ごみ袋の価格を今後下げたとしてもごみの削減は進むと考えますけれども、町長の見解を伺いたいと思います。

また２つ目としまして、燃やすごみ袋の１枚当たりの単価２０円は、他の市町とかけ離れてた状況となっております。ごみ袋の価格の平準化を検討する機会があるとすれば、新ごみ処理施設建設の時期かと思いますが、いかがか。町長にお伺いします。

この質問は、燃やすごみの指定ごみ袋の価格の平準化を問うているんですけど、リバースセンターの運営元であります湖東広域衛生管理組合へ一旦質問を投げかけてみたんですけども、ゴミ袋の価格の決定は各町の担当者の意見を持ち寄って決定されたという説明がありました。条例の中で決められていない、条例化されていないために価格の改正について組合議会で答えにくいというふうに回答があり、今回、町議会での質問となりましたことをご容赦いただきたいと思います。

○議長（竹内薫君）　久保町長。

〔町長　久保久良君　登壇〕

○町長（久保久良君）　ご質問にお答えします。

まず１点目の質問であります。指定ごみ袋の代金は、ごみ排出者であります町民の皆様からごみ処理に要する費用の一部を手数料として負担を求めており、このことはごみの減量化、リサイクルの推進、負担の公平化等を目的としております。排出するごみの量が少なければ負担が減り、ごみの量が多ければ負担が増えるという、応益負担の原則に基づいております。

ごみ袋を有料化することにより、ごみの排出者の責任がより明確となるほか、町民の皆様がごみ問題に対する意識を一層高められ、最終的にはごみの排出抑制が図られることを期待するものであります。

令和１１年度供用開始予定の新ごみ処理施設の建設計画においては、令和１３年度に

ごみの量を令和元年度実績値から１５％の減量を目標としており、ごみの削減により建設施設を小規模化し、建設費、運営費を抑えた計画で進めております。

この計画を実現するためには、町民の皆様に今まで以上にごみの分別、減量にご協力を頂く必要があることから、ごみ袋価格につきましては現在の形を続けていくべきものと考えます。この答弁は、彦愛犬広域行政組合の統一した見解でもあります。

２つ目の質問でありますけど、ごみ袋価格の平準化を検討する機会があるとすれば新ごみ処理施設建設の時期かと思うが、その見解についてであります。今後、議員ご指摘のとおり、新ごみ処理施設の供用開始に合わせ、彦根市、愛知郡、犬上郡の１市４町でごみ袋の価格を統一するスケジュールとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君）　川岸議員。

○１１番（川岸真喜君）　答弁ありがとうございました。新ごみ処理施設までは今の料金でいくということですけれども、広域行政といえども行政ですので、この件が条例に基づいていないと、条例に基づく行政というのが大原則だと思いますので、条例化の方向も副管理者として検討をお願いしたいというふうに思っております。

新ごみ処理施設建設の時期に合わせてごみ袋の価格の平準化も検討されるということで、新ごみ処理施設は現在の４町から１市４町というふうに事業統合されることになっております。その恩恵を少しでも住民の方が受けるようにお願いしたいというふうに思います。

以上で２つ目の質問を終わらせていただきます。

最後に３つ目のこれからの森林整備はという質問をさせていただきます。

この冬の雪害によりまして、山間地の集落では倒木が相次ぎ、整備されている山林においては被害が少ないものの、放置林において幹が裂けるようにして折れているケースが多く見られております。県や林野庁に対し、その報告をされているのか。また、昭和５６年や５９年、今から４０年前ですけれども、そういったときの豪雪時にはどのように対応されていたのかお伺いします。

２つ目、放置林の原因の１つが、大滝山林組合管内の山林は直営地と集落への借地の面積が１対２であり、高齢化や後継者不足により、個人所有林や集落の借地において、枝打ち、間伐など森林整備がなされず放置林となっていることが考えられます。各集落にはかつて林業組合や造林組合があり、独自に町や県の補助を受けて森林整備事業がなされていました。境界明確化事業を進め、放置林とならないために適切な時期での施業が続けていけるよう計画が必要であると考えます。来年度とそれ以降の放置林対策事業について説明を求めたいと思います。

３つ目、木材価格が上向きになっております。各集落や山林所有者には、自分たちの山林を今後どうしていくのかを考える時期が明らかに来ていると考えます。木材を流通させようとする町や組合の動きと合わせる働きかけが必要ではないかと思います。農地

の集約化に類似した山林の集約化など、施業できる人材や団体に山林の管理を任せる仕組みなど、個人、集落、組合、行政がこれからの森林整備を考える場、機会が必要であると考えます。町長のお考えを伺います。

ただいま議長の許可を頂きまして、皆様のお手元に航空写真の資料をお配りしました。多賀町の森林のほんの一部ですけれども、犬上川南谷の上流部分、一ノ瀬区から上流部分の写真となっております。中ほどに犬上ダムがあるのがお分かりいただけるかと思いますけれども、小沢と書かれているところ辺りに犬上ダムがあります。青く塗られている部分が大滝山林組合の直営林です。それが８００haあります。白い字で谷の名前と集落の名前が書かれていますけれども、これを全部足しますと１，６００haあります。それ以外、国有林、県有林もあります。合計で大滝山林組合の所有林は２，４００haとなっております。集落の借地の経緯ですけれども、組合から集落へ貸し出されたものです。もともとこの山は旧彦根藩の土地でして、それを大滝山林組合が管理を任されて、それを更に集落へ貸し出され、更に個人へ貸し出されているというのが現状です。その貸し出された個人様は借地料を払っておられます。また、近年、転出された方を中心に集落へ借地を返納される方が増えている現状もあります。各集落の借地の分布を見ていただきますと、地図の下の方へ行きますと、東近江の境に一ノ瀬区の借地が広がっております。更にその右側へ行きますと、川相区の借地が広がっております。あとは中ほどのドイチ、大岩という辺りに樋田区の借地、それから上の方へ行きますと大杉集落の周辺に大杉区の借地が広がっております。ダムの左側からずっと東近江に伸びる道路がありまして、これが県道多賀永源寺線になっておりまして、萱原区の借地が広がっております。その他、敏満寺、甲良町、豊郷町などの借地が広がっているのが現状であります。それでは、答弁お願いします。

○議長（竹内薫君）　飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長　飯尾俊一君　登壇〕

○産業環境課長（飯尾俊一君）　川岸議員の３番目、これからの森林整備はの１点目、昭和５６年や５９年の豪雪時にはどのように対応されたかのご質問にお答えいたします。

今回の大雪における山林被害の神細工議員の回答と同様に、残雪のため全容を把握できていないのが現状であります。できる限りの範囲で調査や聞き取りを行ったところ、雪折れした木々が見られ造林事業に遅れが生じるおそれがあること、今後の雪起こしの増加が見込まれると伺っております。

現状については既に県にも報告しており、県と森林組合の間で月１回程度開催されるプランナー会議においても情報共有ができているとのことでした。

また、昭和５６年や５９年の豪雪時の対応について、当時を知る方に話を伺ったところ、山では１ｍ以上の積雪があったということで、その当時は皆伐も盛んに行われており、その後に植林されたばかりの比較的若い人工林が倒れ、多くの雪起こしの施業が必要となったということですが、その際は災害指定していただき、高率の補助を受けて施

業を実施したとも聞いております。

当時のことの詳細については分かりかねますが、現在と同様に関係者が連携してきめ細やかな対応がなされたものと思います。

２点目の、来年度とそれ以降の放置林対策事業はについてですが、来年度以降の放置林対策事業としては、４年度は３か所の集落で境界明確化事業の実施を予定しており、施業の集約化ができそうなところや、治山事業の予定地を先行し、集落をはじめ、森林所有者、森林組合と町が協働して取り組んでいます。

今後も境界明確化事業は協働で取り組むことのスタイルを維持しながら、希望される集落だけでなく、集約化できそうな森林を見極め、計画的に実施し、最終的に搬出間伐などの施業の計画的実施につなげられるように取り組んでまいりたいと考えています。

議員ご指摘の大滝山林組合の借地についても、状況を把握しながら、集落ごとに森林所有者に働きかけ、図面を基に所有界を確認いただくことや、将来の森林づくりについて話し合う場の設定などソフトの取組をしっかり行うとともに、現地において明確化した境界を基に、計画的な森林整備を促進し、犬上川水系の森林の持つ多面的機能を発揮できるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君）　久保町長。

〔町長　久保久良君　登壇〕

○町長（久保久良君）　川岸議員の３点目の質問にお答えします。

森林の整備につきましては、多賀町はよその市町より整備に向けて一歩先に進んで取組を進めていると思っております。この整備につきましては、希望される集落だけでなく、集約ができそうなところから集落でなく個人についても境界明確化を実施し、搬出間伐をはじめとする施業を今まで何年も進めてまいりましたので、個人、集落、組合、行政が一体となって今まで取り組んできたという認識でおります。

また、木材流通におきましては、公共施設などにおいて引き続き活用してまいりたいと思っておりますし、また令和２年度から進めております地方創生推進交付金の活用と、多賀森林循環事業協同組合と連携しながら、小さいながらも町産材を流通させる体制を構築してまいりたいと思います。また、木材価格は上向いているものの、林業従事者や製材に携われる人材を守り育てていく、そのこともしっかりと次代の林業従事者が育たないと次につながりませんので、そのことも重要なこれからの森林への取組であると思っております。

以上です。

○議長（竹内薫君）　川岸議員。

○１１番（川岸真喜君）　答弁ありがとうございました。

１つ目は、倒木、雪折れの現状を述べさせていただきましたけれども、整備が行き届いているところは幹が太く成長しておりますし、雪が落ちるように間伐もされておりま

す。ただ、間伐もされずに枝打ちもされず、木が密集したまま細い幹のまま放置されてるところで、雪が下に落ちず、そのまま根が浅いために根こそぎ倒れるという被害が発生しております。川相から萱原にかけて、目測ですけれども、県道沿いだけでも５０本近い被害が見られております。林道にはまだ多く雪が残っておりますので、ダム湖の図面で言う右側の下山林道には見に行けておりませんけども、ダム湖の左側の県道多賀永源寺線を走りますと、根から崩れ落ちて道路に落ちている箇所、また道路を塞いでいた木を県が切ったまま、緊急避難的に犬上川の方の法面にまくったままになっているというところが１０か所近く見られました。ぜひ、国や県、報告されたということですけれども、多賀永源寺線の倒木の除去、あるいは法面の復旧も町からお願いしていただきたいというふうに思っております。

倒木の状況ですけど、目測だけでは分からないところがあります。そこで、航空レーダーによる森林情報の分析が始まったということを聞きました。何ｍの木が植わっているのかですとか、樹木の種類、あるいは倒木の情報もそれで分かるようになるというふうに聞きました。いわゆるスマート林業の分野かと思いますけれども、そういった航空レーダーを使った森林の情報、その現状はどんなものかお聞きしたいと思います。

○議長（竹内薫君）　飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君）　再質問にお答えさせていただきます。

森林経営管理法が平成３１年に施行されまして、それ以降、滋賀県では県庁、そして各市町、そして森林組合ならびに県の出先機関である森林事務所などで構成する滋賀県森林整備協議会という組織が立ち上げられまして、そこで境界明確化をどうしていくんだというような中身とか、今後の所有者との話合いとか、今、議員がおっしゃられました航空レーダーというお話も、私、以前もさせていただいたと思いますけども、そのような取組を今後進めていく予定というふうに聞いております。その中での会議の場ですけども、今現在、滋賀県森林整備協議会では、国が実施しました国土交通省が砂防の関係で滋賀県を飛んでおります。またあるいは、滋賀県独自の土木部の関係で砂防の地面を図るのに飛んでるというふうに聞いております。そして、そのデータをその森林整備協議会の方が入手できたということで、この前話を聞かせていただいたということで、その林業自体のデータの拘束はされていないんですけども、そのデータを基に今、滋賀県では約６割弱ぐらいのデータは借りることができたということでございます。ただ、それにつきましては以前飛んでおりますデータですので、雪の前ですので、今のその雪の関係の被害とかは分からないというふうには思いますけども、またそのいつかの段階でこの災害が起きて飛ばすというような状態とか、ドローンでもできるような話もしておられましたけども、どこまで正確な話になっていくのかもわかりませんけども、今は一応この前の会議では６割強の資料提供を頂いたというような話はされておったというふうに認識しております。

○議長（竹内薫君）　川岸議員。

○１１番（川岸真喜君）　答弁ありがとうございました。最新の技術を使って、広範囲な森林が広がっておりますので、そういった技術も活用していただきたいというふうに思います。

それから２つ目の質問の放置林対策ですけれども、やはり境界の明確化ができていないために施業が遅れている、整備が止まってしまっているというところが多くあるというふうに思います。これは所有者に立ち会っていただいて杭打ち、それからその杭の情報をＧＰＳの情報に登録することによって、将来にわたって代が代わっても所有者がはっきりすると。そういうことで未来永劫にわたって森林が誰のものか、ずっと大切な資源として森林が活用されるというふうに思います。ぜひ、この地図の中では大杉だけが森林境界明確化が進んでいるというふうにお聞きしております。それ以外の集落に対しても明確化の働きかけをお願いしたいというふうに思います。

それで、３つ目の答弁に対して町長の方から、集落、組合、行政含めた森林整備は進んでいるという答弁を頂きました。今回、大滝山林組合へ経営支援ということで、関係構成市町１市４町で１，０００万円の支援が始まります。この１，０００万円の内訳は、多賀町が７３０万円というふうに聞いております。この７３０万円の財源ですけれども、これは一般財源、いわゆる真水の部分なのか、国・県からの交付金も入っているのか、ちょっと予算書では分かりませんでしたので、その辺り、この７３０万円の財源についてお伺いします。

○議長（竹内薫君）　飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君）　大滝山林組合に山の森林の施業をしていただくためのお金でございまして、単費でございます。一般会計の単費でございます。

○議長（竹内薫君）　川岸議員。

○１１番（川岸真喜君）　林業関係のお金ですので、国とか県の林業関係の交付金がもしあるのであれば、そういう交付金の活用ができないのかなというふうに思います。森林環境譲与税が２，４００万円入ってくると予算書にありました。これの使い道というのはどういうふうに考えておられるのかお聞きします。

○議長（竹内薫君）　飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君）　令和４年の予算書では２，６２１万６，０００円となっております。間伐材等の森林整備を推進するための事業とか、町産木材を利用するための事業、森林境界明確化のための事業に充てたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（竹内薫君）　川岸議員。

○１１番（川岸真喜君）　大滝山林組合の経営支援というふうに捉えてるんですけれども、経営支援に対してお金を一般財源から入れるということで、本業の原木、丸太の生産を中心に、大滝山林組合に対してその経営の再建、改善、そういったことを求めることも必要ではないかと。お金をそれなりに支援するということは、経営の改善計画を求めて

もいいんじゃないかというふうに思うんですけれども、そういったやり取りはあったのか、改善計画を求めるのか求めないのかお聞きしたいと思います。

○議長（竹内薫君）　久保町長。

○町長（久保久良君）　議員がおっしゃるように、当然、１，０００万円、１市４町で投資をさせていただきますので、やっぱり経営改善も必要であると思っております。経営の５か年計画を立てていただいております。もちろん、山林組合内の搬出間伐はもちろんのこと、この５年間の間に皆伐も約１haから１．５ha、毎年、皆伐も行うような取組も計画の中ではしていただきます。それで、最近の資料の中で、皆伐にも県から補助金制度を作るというようなことも最近になって聞きましたので、こういう県等の補助金も活用して、今まで皆伐はほとんど多賀町の山でやってませんので、もう失われた皆伐の２０年、二、三十年皆伐をほとんどやってませんので、やっぱりこの新陳代謝、山のバランスが悪くなると思いますので、山林組合が私たちの山所有者の見本にも手本にもなると思いますので、どのような皆伐をしてどのようなお金が残るかいうことも、私たちしっかりと見極めたいと思っております。しっかりと山の育成、やっぱり山の育成が最終的には災害からこの地域を守ることにつながると思いますので、しっかりと当町に見合う取組を進めてもらいたいと思っております。

　もう一つだけ、さっきの放置林対策を言っていただきましたけど、私、大滝山林組合管内の山林は優秀な山林やと思うてるんです。戦後から、今もう６０年、７０年、造林してそのぐらいになりますけど、放置林というと植えっぱなし、そして５年間、１０年前ぐらいで放りっぱなし。私、こういうなのは放置林やと思うてるんですけど、私の放置林の定義から言うと、大滝山林組合管内の山はその山に当たらないという思いも持っております。しっかりと枝打ち、そして１回目の間伐もやって、木伏間伐までやれてます。それからがまだできてない山が多い。やっぱり搬出間伐なり、そのような取組がこれから求められるんであろうと思うとります。大きな所有の搬出間伐は進んでおりますが、個人の小さい所有林、その所有林に対しての搬出間伐がまだまだ進んでいないと思いますので、やっぱりその取組をしっかりすることによって、健全な山づくり、そして災害に強い森林づくりにつながるものと思っております。

○議長（竹内薫君）　川岸議員。

○１１番（川岸真喜君）　私も今、町長答弁いただきましたように、この１０年、２０年はもう本当にこの管内の林業にとっては失われた２０年であったと。整備が止まってしまって、後継者に譲り渡されていない２０年であったんじゃないかという気がしております。整備が進んでいるという答弁がありましたけれども、確かに大滝山林の８００haの直営林においては進んでいる、それ以外の１，６００haにおいてもという意味なのか、全体においてという意味ですか。

　それで、先ほどの５か年計画を、経営計画をお願いしたという話がありましたけれども、ということは、今後５年間は様子を見るというか、支援が５年間は続く計画なのか、

その辺りお聞きしたいと思います。

○議長（竹内薫君）　久保町長。

○町長（久保久良君）　５か年計画を立てていただいてますので、５年間は１，０００万円という支援をさせていただいて、しっかりと安定的な経営ができるように取り組んでもらいたいと思ってます。それから後は、またそれから５年計画ですので、３年ぐらいで一応それこそ検証していく、そして６年目につなげるような取組を、また３か年、５か年計画を立てて進めてもらうということになろうかと思います。

○議長（竹内薫君）　川岸議員。

○１１番（川岸真喜君）　５、６年前に林業、農業、観光による地域再生計画というのがありました。地方創生の旗の下、多くの国費が林業分野に充てられたわけですけれども、中間目標、最終目標として林業で生活できる将来像が描かれていたんですけれども、それが今、経営難、財政難というところまで来ております。ここ２、３年のこの予算、地域再生費を見ておりますと、木材の流通経路で言いますと川上、川下というたとえをよくされますけれども、製品化という川下の事業に集中しているように思います。川上に当たります原木、丸太の生産の分野には、地域再生費がちょっと手薄ではないのかという気がいたしております。川上、川下、バランス良く計画を立てて、地域再生費のバランスを持つべきじゃないかというふうに思いますけれども、この地域再生費の今後についてお聞きしたいと思います。

○議長（竹内薫君）　久保町長。

○町長（久保久良君）　地域再生交付金と言われた、地方創生推進交付金ではないんかな。地方創生推進交付金、特に今、林業で交付金事業を進めております。今、第１期を始めて、今、第２期。第２期が初めて木材の貯木場、そして乾燥施設、そしてそれに製材所、今ある製材所で製材してもらう。そのような、山から木を出して、そして木を貯めて、そして乾燥して製材して製品として仕上がる、そのような取組が町内にもできるようになってきましたので、やはりこういうような取組ができるからこそ垂木の供給体制、それも多賀町内でできそうではないかと。それで、今、山林組合、森林組合、そして事業協同組合が連携して、やはり垂木生産が今できないかということを行政も関わりながら進めておりますので、川下ばっかりにこのようなお金が使われてるのでもないと思いますので、どっちかいうと地方創生推進交付金はあんまり川下には私は使われてないのかなと、やっぱり川上から川中にこの交付金は使われているものと思ってます。

○議長（竹内薫君）　川岸議員。

○１１番（川岸真喜君）　質問は以上で終了したいと思いますけれども、かつて各集落で借地を利用して原木丸太の生産が行われてきました。今、町長の答弁にもありましたように、やはり２，４００haある多賀町の南谷の一部の山林のことですけれども、ほぼ毎日のようにチェーンソーの音が聞こえてくる、皆伐が進んで丸太の生産が行われ、組合の経営も成り立つと、そういうふうに多賀町もかじ取り役としてお願いしたいですし、

原木の生産地として多賀町が有名になるよう、国の支援などを活用していただいて取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（竹内薫君）　今、資料をお渡ししております参考資料ですけど、少し不備がございましたんで、自席に置いていっていただきたいと思います。持って帰らないようにお願いいたします。

これをもって、今定例会における一般質問を終わります。

町長をはじめ、執行機関の職員の方々におかれましては、簡潔明瞭に答弁いただき、厚く御礼を申し上げます。長時間にわたり、誠にありがとうございました。

○議長（竹内薫君）　これで本日の議事日程は全て終了しました。

なお、最終日の３月２５日は午後１時３０分に再開、総務常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長の審査結果の報告を求め、質疑の後、討論および採決を行います。また、当日、追加議案の上程があれば審査したいと思います。

これにて散会します。

（午後　３時４７分　散会）

多賀町議会会議規則第１２７条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長　　竹　内　　薫

多賀町議会議員　　近　藤　　勇

多賀町議会議員　　清　水　登久子